

議会改革検討特別委員会  
報 告 書

平成 3 0 年 3 月 定例会

春日部市議会  
議会改革検討特別委員会



## 議会改革検討特別委員会における審査の経過と結果について

議会改革検討特別委員長

中 川 朗

議会改革検討特別委員会は、平成28年6月春日部市議会定例会において、春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応することを目的に、自らの改革に不断に取り組むための検討組織として設置され、「①議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について、②議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について、③議会改革に関する新たな課題について」の3つの調査項目が前議会改革検討特別委員会から継続して付託されました。

このたび、この議会改革検討特別委員会の設置期間内における調査項目の審査が終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

### 記

1. 議会改革検討特別委員会の設置経過について
2. 議会改革検討特別委員会の開催状況について
3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について
4. まとめ

# 1. 議会改革検討特別委員会の設置経過について

## (1) 設置目的

春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応することを目的として、自らの改革に不断に取り組むための検討組織として設置しました。

## (2) 設置期間

平成28年5月26日から概ね2年間

## (3) 委員構成

委員は11人とし、新政の会3人、新風会2人、公明党2人、日本共産党2人、社会民主党1人、民進党1人としました。

## (4) 議会改革検討特別委員会委員

委員長	中川	朗	(平成28年9月14日から)
委員長	河井	美久	(平成28年9月14日まで)
副委員長	古沢	耕作	
委員	斉藤	義則	
同	卯月	武彦	
同	金子	進	(平成29年5月26日から)
同	松本	浩一	
同	岩谷	一弘	(平成29年5月26日まで)
同	矢島	章好	(平成30年3月6日まで)
同	鈴木	一利	
同	河井	美久	(平成28年9月14日から)
同	小久保	博史	
同	蛭間	靖造	
同	中川	朗	(平成28年9月14日まで)

## 2. 議会改革検討特別委員会の開催状況について

開催日	会議名	審議事項
H28.5.26	第1回特別委員会	・委員長、副委員長の互選について
H28.6.14	第2回特別委員会	・本特別委員会の運営について ・本特別委員会の検討課題について ・議員研修会の開催について ・閉会中の特定事件について
H28.7.20	第3回特別委員会	・本特別委員会の検討課題について
H28.8.8	第4回特別委員会	・予算・決算特別委員会の設置について ・会派のホームページ作成における政務活動費の支出について
H28.9.6	第5回特別委員会	・陳情第15号「純粋に春日部市議会における市旗及び国旗の掲揚並びにこれに対する敬礼を求めることに関する陳情」の意見交換について ・陳情第17号「純粋に春日部市議会における県旗の掲揚を求めることに関する陳情」の意見交換について ・「春日部市議会議員の不適正なインターネット利用の自粛等を求める陳情」及び「春日部市議会における陳情の取扱いの改正を求めることに関する陳情」について
H28.9.13	第6回特別委員会	・「春日部市議会議員の不適正なインターネット利用の自粛等を求める陳情」について ・「春日部市議会における陳情の取扱いの改正を求めることに関する陳情」について ・閉会中の特定事件について
H28.9.14	第7回特別委員会	・委員長の互選について
H28.12.9	第8回特別委員会	・予算・決算特別委員会の設置について ・会派のホームページ作成における政務活動費の支出について ・閉会中の特定事件について

開催日	会議名	審議事項
H29. 1. 19	第 9 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算・決算特別委員会の設置について</li> <li>・ 会派のホームページ作成における政務活動費の支出について</li> <li>・ その他の協議事項について</li> </ul>
H29. 2. 14	第 10 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について</li> <li>・ 市民へ市議会を周知する取り組みについて</li> </ul>
H29. 3. 8	第 11 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間報告書（案）について</li> <li>・ 閉会中の特定事件について</li> </ul>
H29. 6. 13	第 12 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について</li> <li>・ 市民へ市議会を周知する取り組みについて</li> <li>・ 閉会中の特定事件について</li> </ul>
H29. 7. 27	第 13 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について</li> <li>・ 市民へ市議会を周知する取り組みについて</li> <li>・ 請願者の意見陳述等の機会について</li> <li>・ 議員研修会の開催について</li> </ul>
H29. 8. 16	第 14 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について</li> <li>・ 請願者の意見陳述等の機会について</li> <li>・ 議員研修会の開催について</li> </ul>
H29. 9. 13	第 15 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について</li> <li>・ 請願者の意見陳述等の機会について</li> <li>・ 閉会中の特定事件について</li> </ul>
H29. 11. 22	第 16 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について</li> </ul>
H29. 12. 6	第 17 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間報告書（案）について</li> <li>・ 閉会中の特定事件について</li> </ul>
H30. 1. 30	第 18 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務活動費の手引きの見直しについて</li> </ul>
H30. 2. 14	第 19 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務活動費の手引きの見直しについて</li> </ul>
H30. 2. 27	第 20 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務活動費の手引きの最終案について</li> <li>・ 最終報告書（案）について</li> </ul>
H30. 3. 9	第 21 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終報告書（案）について</li> </ul>

### 3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について

この議会改革検討特別委員会には、「①議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について、②議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について、③議会改革に関する新たな課題について」の3つの調査項目が付託されました。

以下は、本特別委員会において協議を行った各調査結果と主な参考意見を集約したものです。

#### 第1回特別委員会

平成28年5月26日に第1回特別委員会を開催しました。この特別委員会は、平成28年6月定例会において、前特別委員会に継続して設置されたものです。今後、改めて議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証、議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討、議会改革に関する新たな課題について審議していきます。

##### 〔委員長、副委員長の互選について〕

本会議で選任された委員の中から委員長及び副委員長が互選されました。

#### 第2回特別委員会

平成28年6月14日に第2回特別委員会を開催しました。

##### 〔本特別委員会の運営について〕

本特別委員会における調査項目の確認が行われ、委員間の共通認識を得るため、平成28年3月までの特別委員会で作成された報告書が配付されました。

##### 〔本特別委員会の検討課題について〕

「これまでに検討課題としてあがっている課題」をまとめたものが挙げられ、本特別委員会の検討課題について、また、すぐに検討したほうがよいと思われる直近の課題について意見交換を行いました。意見交換を行った後、今回出された意見を踏まえて各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うことになりました。

##### 《主な意見》

- ・課題については、なるべく全会一致や委員全員の合意のもとで進めていったほうがよいのではないか。
- ・平成28年3月までの特別委員会において、検討すべき課題の優先順位を決めたので、それをもとに議論したほうがよいのではないか。
- ・「議場でのタブレット端末の導入」、「議場でのパネル等の使用」、「議席及び執行部席におけるマイクの設置」などは、合意しやすいのではないか。

- ・会派のホームページを作成する場合の費用を政務活動費から支出できるようにしたい。

#### 〔議員研修会の開催について〕

春日部市議会では、これまで各種の議会改革を行ってきましたが、さらなる議会改革に向けて委員長から研修会の開催が提案されました。この研修会では、全国市議会議長会「議会のあり方研究会」副座長をされた横道清孝氏を講師として招き、「議会改革の方向性について」をテーマに開催することとしました。

#### 〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きが行われました。

### 第3回特別委員会

平成28年7月20日に第3回特別委員会を開催しました。

#### 〔本特別委員会の検討課題について〕

各会派に持ち帰りとなっていた検討課題について、意見が出された後、どの検討課題から協議を行ったらよいか、協議を行いました。その結果、平成28年3月までの特別委員会の中で先行して協議を進めることで一致した「予算・決算特別委員会の設置について」、また、新たな課題として出されました「政務活動費における会派のホームページ作成について」の2本を検討課題として協議していくことになりました。

#### 《主な意見》

- ・「政務活動費における会派のホームページの作成について」から協議を進めていったらいいと思う。
- ・平成28年3月までの特別委員会において、「予算・決算特別委員会の設置について」、協議を行うことになっていたもので、先に協議すべきではないか。
- ・「予算・決算特別委員会の設置について」と「政務活動費における会派のホームページの作成について」の2つは、合意が得られれば同時に進めていけると思う。
- ・1つずつ、よく研究して結論を出していくほうがよい。
- ・早く結論を出していかなければならない課題がたくさんあり、1つずつ協議を行うと遅れが生じてしまう。「予算・決算特別委員会の設置について」と「政務活動費における会派のホームページの作成について」は、早急に調査研究をしていく必要があるため、同時進行で協議を進めていく必要がある。

### 第4回特別委員会

平成28年8月8日に第4回特別委員会を開催しました。

#### 〔予算・決算特別委員会の設置について〕

委員間の共通認識を得るため、予算・決算特別委員会の設置にかかる参考資料として



平成28年3月までの特別委員会において挙げられました、「他市の予算・決算特別委員会の設置状況」及び「予算・決算特別委員会の審査の流れ」について説明がされ、協議を行いました。その結果、予算・決算特別委員会の設置については、引き続き検討を進めていくことになりました。

#### 《主な意見》

- ・ 予算・決算を除く議案と予算・決算を分けて審議するということですが、今のやり方とあまり変わらないので、あえて予算や決算の特別委員会を作る必要があるのか疑問に感じる。
- ・ 提示された資料にある審議の流れでは、疑義が出てきてしまう人もいるのではないかと。疑義がないものとするなら、どうすればよいかということ協議する必要がある。

#### 〔会派のホームページ作成における政務活動費の支出について〕

「政務活動費の手引きにおける政務活動費使途基準の広報費及び広聴費」、「ホームページ作成時の費用（例）及びホームページ作成基準（案）」について説明がされ、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うことになりました。

### 第5回特別委員会

平成28年9月6日に第5回特別委員会を開催しました。

#### 〔陳情第15号及び陳情第17号の意見交換について〕

陳情第15号「純粋に春日部市議会における市旗及び国旗の掲揚並びにこれに対する敬礼を求めることに関する陳情」及び陳情第17号「純粋に春日部市議会における県旗の掲揚を求めることに関する陳情」の2件の陳情を一括議題として、意見交換を行いました。

#### 《主な意見》

- ・ 本陳情は、国旗・市旗・県旗の掲揚を求めることに加え、敬礼も求めるという内容になっているが、国旗・国歌が法制化されたときも強制はしないということを国も決議をしているし、そういった方針で臨んでいると思う。
- ・ 市議会でも国旗・市旗は掲揚されているが、敬礼については市議会では求めておらず、思想信条の自由の内容に触れるものであり、強制的な要素があるので、いかなものかと思う。

〔「春日部市議会議員の不適正なインターネット利用の自粛等を求める陳情」及び「春日部市議会における陳情の取扱いの改正を求めることに関する陳情」について〕

2つの陳情については、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うことになりました。

## **第6回特別委員会**

平成28年9月13日に第6回特別委員会を開催しました。

〔「春日部市議会議員の不適正なインターネット利用の自粛等を求める陳情」について〕

「春日部市議会議員の不適正なインターネット利用の自粛等を求める陳情」について、意見交換を行いました。

《主な意見》

- ・特に市議会議員であるからといって、インターネット上のウェブサイトやSNSの利用を制限しろというのはおかしい。
- ・インターネットを活用するのが当たり前の時代に、市議会議員にだけ自粛を求めるというのはおかしい。
- ・政治活動の自由というのは、民主主義にとって極めて重要であるので、民主主義の観点からしても、インターネットで情報を発信することに対して規制をするというのは問題である。

〔「春日部市議会における陳情の取扱いの改正を求めることに関する陳情」について〕

「春日部市議会における陳情の取扱いの改正を求めることに関する陳情」について、意見交換を行いました。

《主な意見》

- ・春日部市議会は、陳情については市内であろうと市外であろうとあらゆる人の陳情を受け付けしているわけで、それ自体は非常によいことであり、これを制限することは問題である。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きが行われました。

## **第7回特別委員会**

平成28年9月14日に第7回特別委員会を開催しました。

〔委員長の互選について〕

委員長の辞任により、委員の中から新たな委員長が互選されました。

## **第8回特別委員会**

平成28年12月9日に第8回特別委員会を開催しました。

〔予算・決算特別委員会の設置について〕

予算・決算特別委員会の審査の方法として、分科会方式により審査を行う方法のほか、他市で実際に行われている特別委員会の審査方法とメリット・デメリットについての説明がされ、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うことになりま

した。

### 〔会派のホームページ作成における政務活動費の支出について〕

「各市の政務活動費におけるホームページ作成の状況」及び「政務活動費の広報費に関する判決」についての説明の後、各会派に持ち帰りとなっていたホームページ作成時の基準（案）について、意見が出されました。今回出された意見を踏まえ、次回以降の会議で上限額の考え方、その他ホームページ基準（案）、手引書の改訂素案などを協議することとなりました。

#### 《主な意見》

○会派のホームページは、1会派1サイトとすることについて

- ・1会派1サイトとすることでよいと思う。
- ・会派のホームページを持つこと自体、そもそもどうなのかという意見もあったが、1会派1サイトでよい。
- ・無所属で1人の議員のところは、個人のホームページになってしまうので、認めないほうがよいのではないか。

○政務活動とその他の議員活動が混在している場合は、政務活動の部分とそれ以外の活動（議員活動等）を区分し、政務活動の部分についてのみ、按分して支出することについて

- ・会派としては、厳格にやったほうがよいという意見が多く、当然個人のことを書くのはNGで、さらに個人のホームページへのリンクもやめたほうがよいのではないか。
- ・行政視察や政務活動費を使用した内容を載せることはよいが、それ以外はやめたほうがよいのではないか。
- ・按分する部分の線引きはかなり難しいと思うので、それなら今、市議会のホームページで政務活動費を使った行政視察について公表しているので、それで十分ではないか。
- ・按分部分の基準をより明確化していく中でやることであると思う。
- ・会派の広報紙も政党のことを書いた部分については、政務活動費からお金は出ないこととなっているので、それと同じように政務活動費本来の議員活動、会派の活動に限定して支出するのがよい。
- ・公党の部分は削除して、あくまで議員活動の部分だけの報告といった中での掲載であるが、公党といった中でリンク先に区分を作る場合には、合理的な方法として按分での掲載という形で考えている。

○民法上の親族に対するホームページの作成委託に要する経費には、充当できないことについて

- ・充当できないこととするのは、当然だと思う。

○ホームページを構築した場合には、年に1回以上更新を行うことについて

- ・最低でも議会は年4回あるのだから、4回は更新すべきだと思う。

○按分について

- ・判例で2分の1と出ていることから、2分の1とすることが1番安全なのではないか。
- ・判例では、2分の1となっているが、例えば会派の数や議員活動のように適用範囲を限定すれば全額でよいのではないか。
- ・高裁判決で半額ということであるので、基本的には2分の1であるが、できあがったものに対して按分して2分の1とするのがよい。

○適用範囲について

- ・やはり2分の1とするのが安全だと思う。全てを2分の1にすれば、高裁の判決でこう出ていると説明できると思う。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きが行われました。

## 第9回特別委員会

平成29年1月19日に第9回特別委員会を開催しました。

〔予算・決算特別委員会の設置について〕

各会派に持ち帰りとなっていた予算・決算特別委員会の設置について、意見が出されました。その結果、当面は予算・決算特別委員会の設置はせずに、従来の分割付託の方法を継続することになりました。

《主な意見》

- ・予算・決算特別委員会の実施については、もう少し慎重に協議したほうがよいのではないか。
- ・基本的には、あまり変わらないようなので、わざわざ検討しなくてもよいのではないか。
- ・現状とそんなに変わらないのであれば、今まで通り分割付託の形のほうがよいのではないか。
- ・今までの分割付託のほうが極めてシンプルでよいのではないか。

〔会派のホームページ作成における政務活動費の支出について〕

政務活動費の手引き（案）についての説明の後、今後の事務手続きの確認が行われました。

〔その他の協議事項について（議員定数について）〕

埼玉県内及び全国の施行時特例市の議員定数の状況の説明がされ、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うことになりました。

〔その他の協議事項について（市民へ市議会を周知する取り組みについて）〕

他市における市民へ市議会を周知する取り組みの例についての説明がされ、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うことになりました。

## **第10回特別委員会**

平成29年2月14日に第10回特別委員会を開催しました。

〔議員定数について〕

各会派に持ち帰りとなっていた議員定数について、意見が出されました。今回出された意見を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

《主な意見》

- ・現状の定数でいったほうがよいのではないか。
- ・前回の改選前の協議結果報告において、24万市民の声をきちんと反映するのにふさわしい議員定数ということで、市民要望を的確に把握し、市政に反映させるなど「地域代表としての議員の役割」、効率的に市政運営がされているかなど「監視機能の強化・充実」とあるが、そういった点では一定の人数が必要なので、現状がよいのではないか。
- ・近隣でだいぶ削減しているので、削減したほうがよいのではないか。
- ・定数は30がよいのではないか。減らしたほうがよい。
- ・今のところ、どのような形がよいのか思索中である。

〔市民へ市議会を周知する取り組みについて〕

各会派に持ち帰りとなっていた市民へ市議会を周知する取り組みについて、意見が出されました。今回出された意見を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

《主な意見》

- ・こういった取り組みはおもしろい。
- ・参考にはさせていただきたい。
- ・おおいに作ったほうがよいのではないか。
- ・議会報告会等での配布資料にも活用できるのかと思うので、今後、広報広聴委員会と連携をとりながら進めていければよいと思う。

## **第11回特別委員会**

平成29年3月8日に第11回特別委員会を開催しました。

〔中間報告書（案）について〕

特別委員会の審査経過の報告として、3月定例会に提出することが了承されました。

## 〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きが行われました。

## 第12回特別委員会

平成29年6月13日に第12回特別委員会を開催しました。

### 〔議員定数について〕

前回に引き続き議員定数について、意見交換を行いました。今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

#### 《主な意見》

- ・定数をあまり削減してしまうと、議会の委員会が成り立たなくなる。
- ・市民の問題を解決するためには、議員は一定数必要である。
- ・議員数を減らしてしまうと、討論や議論が少なくなってしまう。
- ・春日部市の人口が極端に減っているわけではない。
- ・現状の議員数で市民の声や願い、要望を細かく聞いていくべき。
- ・委員会を活性化させることを考えて、各常任委員会の定数を可否同数となり得る7人ずつとし、議長と監査委員を別として考えて30人とするのがよいのではないか。
- ・近隣市が定数を減らしているなかで現状維持とするなら、市民が納得するように根拠を明確にするべきではないか。
- ・前回の改選時と比べても春日部市の状況はほとんど変わっていないので、前回の改選時の定数の根拠と変わらないのではないか。
- ・委員会構成については、いろいろなやり方が考えられるが、今のやり方が春日部の現状に一番あっていると思う。
- ・前回の改選前に議員定数について、どんな協議がされたのかが分かる資料を提供してほしい。

### 〔市民へ市議会を周知する取り組みについて〕

前回に引き続き、市民へ市議会を周知する取り組みについて、意見交換を行い、市民向けに市議会を周知する冊子を作成することで合意しました。今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

#### 《主な意見》

- ・会津若松市の市民向け冊子は、議員の名前が載っているが、市議会議員選挙にあまり近くなってからの発行になると選挙運動ととられかねないので、抵触するのであれば、改選後に引き継いだらどうか。
- ・議員名は載せないのであればよいのではないか。
- ・全戸配布とするのではなく、まずは議会報告会の参加者に配るという形で活用して知らしめていくという手順を踏んでもよいのではないか。

- ・具体的な協議を行う場としては、広報を所管している広報広聴委員会で協議を行うよう依頼をして、検討していただいた方がよいのではないかと。
- ・会津若松市の市民向け冊子は、ボリュームが多すぎるので、作成に相当の時間を要してしまうのではないかと。
- ・作成に時間がかかるようであれば、今から取り組んで改選後に発行ということも考えてもよいのではないかと。

### **第13回特別委員会**

平成29年7月27日に第13回特別委員会を開催しました。

#### **〔議員定数について〕**

前回に引き続き議員定数について、意見交換を行いました。今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

#### **《主な意見》**

- ・前回とさほど何か変わったことが起きたということはないので、現状の定数がよいのではないかと。
- ・会派としては、定数30に。とにかく減らしたほうがよい。
- ・一定程度の議員数がやはり必要だと思う。
- ・県内同規模の近隣市や関東圏施行時特例市の定数と比較しても極端に多いわけではない。
- ・前回の改選時でも定数について協議を重ねてきたが、そのときと今と比較して、状況はあまり変わっていないので、現状維持でよいのではないかと。
- ・現状では、現状維持でよいが、委員会で議論する中で、定数削減に向けた議論については残しておいたほうがよいと思う。
- ・県内同規模の近隣市や関東圏施行時特例市の定数が、この4年間でどれくらい変化したのか調べていただきたい。

#### **〔市民へ市議会を周知する取り組みについて〕**

前回に引き続き、市民へ市議会を周知する取り組みについて、意見交換を行い、市民へ市議会を周知する冊子の作成に関する基本的な考え方として、配布の時期は改選後とする、配布は全戸配布とする、冊子のボリュームは市民に目を通してもらえるよう、ボリュームがあまりないものとするなどで意見集約がされました。また、改選後の早い時期に発行することとなった場合、改選後の特別委員会から広報広聴委員会への申し送りでは暇がないことから、少しでも現在の広報広聴委員会でご協議いただけるよう、委員会での決定事項を現在の広報広聴委員会へ申し送りし、具体的な協議を依頼することとなりました。

## 《主な意見》

- ・ボリュームはなるべく簡素化して、市民に分かりやすいような形が一番よいと思う。
- ・分厚い冊子を作るよりも、三つ折りリーフレットくらいの内容で収まるような形で全戸配布としたほうが周知できるのではないか。
- ・予算措置をする必要があるということなので、発行時期は来年度にしたほうがよいのではないか。
- ・間に合うのであれば、議会報告会の案内と併せて配布できればよいと思う。
- ・初めての試みということで、議会の基本的なことを掲載し、全戸配布して議会の存在意義をお知らせしたほうがよいと思う。
- ・冊子のボリュームは、見てもらえるように、A3を半分に折って4ページくらいで収めるような形がよいと思う。
- ・議会の重要性を知らせる意味で作るのであれば、改選前に作るのもよいと思う。
- ・改選後に落ち着いてじっくり作ったほうがよい。
- ・委員会の開催日数などを考慮すると、年度内での発行はかなり厳しいと思う。

### 〔請願者の意見陳述等の機会について〕

前回の委員会で、委員から請願の審査時における請願者の意見陳述等の機会について、きちんとルール決めをしたらどうかという提案を受け、意見交換を行いました。今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

## 《主な意見》

- ・紹介議員が熟知して提案しているので、紹介議員が発言すればよいのではないか。
- ・請願者は場合によっては、直接発言して訴えたいということもあるだろうし、そういったものは最大限参酌すべきだと思うので、委員会に諮って了承を得られれば、請願者から直接話す機会を作るのも開かれた議会という意味ではよいと思う。
- ・今すぐにとということではなく、もう少し議論を深めたほうがよいのではないか。
- ・紹介議員も請願者の思いを全て代弁できるわけではないので、きちんとルール化して取り扱いを決めたほうがよいと思う。
- ・他市の取り扱い状況を参考に調べてほしい。

### 〔議員研修会の開催について〕

春日部市議会では、これまで各種の議会改革を行ってきましたが、さらなる議会改革に向けて委員長から議員研修会の開催が提案されました。この研修会では、講師に全国で初めて市議会にタブレット端末を導入した飯能市議会の議員または職員を講師としてお招きし、「市議会におけるタブレット端末導入について」をテーマに開催することとしました。



## **第 1 4 回特別委員会**

平成 2 9 年 8 月 1 6 日に第 1 4 回特別委員会を開催しました。

### **〔議員定数について〕**

県内の人口 2 0 万人以上の市と関東圏施行時特例市における平成 2 5 年 4 月 1 日時点と平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日現在との比較について説明がされ、意見交換を行いました。今回出された意見を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

### **《主な意見》**

- ・資料の結果をみると、4 年前と比較して平均で 3 1 名ということで、現在の定数と大きく違っているわけではないので、変更しなくてもよいのではないかと。
- ・4 年前と比較してもそれほど変わっているわけではないので、4 年前に相当議論していることから、それを元に理由づけするのがよいのではないかと。

### **〔請願者の意見陳述等の機会について〕**

埼玉県内の人口 2 0 万人以上の市及び施行時特例市において、請願の意見陳述等を行う体制がとられている市の状況について説明がされ、意見交換を行いました。今回出された意見を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

### **《主な意見》**

- ・やはり紹介議員だけでは、趣旨を十分に説明できない場合もあると思う。
- ・請願は直接請求権であるし、開かれた議会を推進する中で、市民が積極的に議会に参加するという点でも意見陳述等の機会を設けるのはよいことだと思う。
- ・他市では発言の時間をだいたい 5 分程度と明記されているので、議会基本条例にそれを加えれば先進的な例になると思う。
- ・紹介議員がいるのだから、紹介議員が請願者からよく話を聞いて、質問に対しても紹介議員が答えればよいのではないかと。

### **〔議員研修会の開催について〕**

議員研修会を 1 1 月 7 日（火曜日）午前 1 0 時から 1 1 時 3 0 分まで開催し、講師として、飯能市議会議員の大津力氏をお招きすることで了承を得ました。

## **第 1 5 回特別委員会**

平成 2 9 年 9 月 1 3 日に第 1 5 回特別委員会を開催しました。

### **〔議員定数について〕**

全国の人口規模別の議員定数について説明がされ、意見交換を行いました。今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

### **《主な意見》**

- ・面積や報酬などによっても状況が違ってくるので、人口だけで比較しないほうがよいと思う。

### 〔請願者の意見陳述等の機会について〕

前回に引き続き、請願者の意見陳述等の機会を設けることについて、意見交換を行いました。今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

#### 《主な意見》

- ・ 請願者の意見陳述等の機会を設けることとして、他市の状況の資料を参考に、一定の時間を設けて、委員長の許可を得てから行うこととしたらどうか。
- ・ 請願者の意見陳述等の機会はあってもよいと思う。また、発言は5分以内とするなどのルールは必要だと思う。
- ・ 委員が請願者に聞くとなると、ハードルが高く、気を遣ってしまうのではないか。
- ・ 市民の代表としている議員が紹介議員となって果たす役割を考えると、もう少し慎重に検討する必要があるのではないか。
- ・ 紹介議員が請願者の話をよく話を聞いて、内容をよく確認して紹介すれば、それでよいのではないか。
- ・ 請願者の思いというのは、出した本人から聞かないと伝わらない部分もあると思う。

## 第16回特別委員会

平成29年11月22日に第16回特別委員会を開催しました。

### 〔議員定数について〕

これまで具体的な議員定数については、現状の32名と2名減の30名という意見が出ており、一つの意見に集約することは難しく、採決により特別委員会としての結論を出すこととなりました。採決の結果、議員定数を現状の32名とすることが決まりました。

#### 《主な意見》

- ・ 前回の改選前に議員定数を決定したときと現状と比較して、大きな変化がないので、現状維持でよいのではないか。
- ・ 議会が求められる役割、責任が大きくなっており、議会としても不断の努力をするべきであろうという中で、議会の委員会委員のいろいろな責任を重くするためにも、議員定数を30名とするほうがよいのではないか。
- ・ 4年前にも議員定数について論議をしてきたが、そのときと比較して大きな変化はなく、市民の声をきちんと聞いていくためには、一定の議員数が必要であるというのが、4年前の結論であり、それを当分は踏襲すべきであると思うので、現状維持とすべきだ。

## 第17回特別委員会

平成29年12月6日に第17回特別委員会を開催しました。

### 〔中間報告書（案）について〕

特別委員会の審査経過の報告として、12月定例会に提出することが了承されました。

### 〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きが行われました。

## **第18回特別委員会**

平成30年1月30日に第18回特別委員会を開催しました。

### 〔政務活動費の手引きの見直しについて〕

政務活動費の手引きの見直し案について、説明がされ、意見交換を行いました。今回の意見交換を踏まえ、次回も引き続き協議することとなりました。

#### 《主な意見》

- ・自分で名刺を作成する場合の用紙代は対象とならないのか。  
⇒名刺作成のための用紙代も政務活動として使われるかが明確でないため、政務活動費からの支出対象としないものとしています。
- ・見た目は名刺のように見えるが、討議資料となっているものの扱いはどうか。  
⇒上記と同様に対象としないものとしています。

## **第19回特別委員会**

平成30年2月14日に第19回特別委員会を開催しました。

### 〔政務活動費の手引きの見直しについて〕

前回に引き続き政務活動費の手引きの見直しについて意見交換を行いました。結果、今回の意見交換を踏まえ、次回の各派代表者会議で報告することとなりました。

#### 《主な意見》

- ・備品をリース契約する場合には、会派として契約するのか、個人で契約するのか。  
⇒パソコンなど、個人で使用する備品については、個人の契約がよいものと考えます。具体的には、会派で使用する備品における契約名については、「春日部市議会 会派名 会派代表者名」とし、個人で使用する備品における契約名については、「春日部市議会 会派名 個人で使用する議員名」とします。
- ・車をリース契約することは問題ないのか。  
⇒政務活動という目的に合致するかどうかの問題となりますが、経費が高額となるため、現状では想定が難しいと考えます。
- ・車のリースについては、県議会でも問題になっていたが、やめた方がよいと思う。

## **第20回特別委員会**

平成30年2月27日に第20回特別委員会を開催しました。

### 〔政務活動費の手引きの最終案について〕

政務活動費の手引きの最終案について、説明がされ、質問等を求めたところ、質問等はなく了承されました。手引きについては、次回の各派代表者会議で報告することとなりました。

### 〔最終報告書（案）について〕

本特別委員会の最終報告書（案）について、説明がされ、次回の特別委員会までに各自で内容を確認していただき、何かあった場合には意見を出してもらうことになりました。

## 第 2 1 回特別委員会

平成 3 0 年 3 月 9 日に第 2 1 回特別委員会を開催しました。

### 〔最終報告書（案）について〕

最終報告書（案）について、意見等を求めたところ、意見等はなく了承されました。最終報告書については、議長に報告することとなりました。

## 4. まとめ

### ① 設置

議会改革検討特別委員会は、地方分権の進展と市民からの多様な要請等に対応するために、春日部市議会基本条例第15条の規定により、自らの改革に不断に取り組むための組織として、平成26年5月から平成28年3月まで設置された議会改革検討特別委員会に継続して、平成28年5月26日に設置されました。

本特別委員会においても、各会派から選出された11人で構成し、全21回の会議を開催の上、本市議会の議会改革について積極的な調査と協議を進めました。

### ② 調査・協議事項

#### ア. 予算・決算特別委員会の設置について

予算・決算特別委員会を設置することについては、平成28年3月までの特別委員会の中で先行して協議を行うこととなっていたため、引き続き協議を行いました。全国の予算・決算特別委員会の設置状況、分科会方式による審査をはじめとする他市で実際に行われている予算・決算特別委員会の例をもとにメリット・デメリット等について検証を行いました。

協議の結果、基本的には現状の分割付託による審査と大きく変わらないことなどの理由から、当面は予算・決算特別委員会の設置はせずに、従来の分割付託の方法を継続することになりました。

#### イ. 市民へ市議会を周知する取り組みについて

開かれた議会を推進するため、市民向けの市議会を周知する冊子を作成することについて、他市の市民向け冊子などの資料をもとに協議を行いました。

協議の結果、市議会として市民向け冊子を作成することについて合意し、冊子の作成に関する基本的な考え方として、①配布の時期は改選後とすること、②配布は全戸配布とすること、③冊子のボリュームは市民が理解しやすいよう配慮されたものとする事で方向性がまとめられました。以上の基本的な考え方を議会の広報に関する事項について所管する広報広聴委員会へ申し送りし、改選後の発行に向けた具体的な冊子の作成について協議を依頼しました。

#### ウ. 請願者の意見陳述等の機会について

委員より委員会における請願の審査時における請願者の意見陳述等の機会について、きちんとルール決めをしたらどうかという意見を受け、請願者の意見陳述等の機会を設

ける必要があるのか、また、意見陳述等の機会を設ける場合、どのような取り決めを行ったらよいか、他市の事例等をもとに協議を行いました。

協議では、請願者の意見陳述を行ったほうがよいという意見と、紹介議員がよく内容を理解して紹介議員となっているのであるので、意見陳述は従来どおり紹介議員が行えばよいのではないかという意見に分かれました。その結果、今後も継続的に検討を行うものとし、引き続き協議を行うことになりました。

## エ. 議員研修会の開催について

春日部市議会では、これまで以上に市民から信頼され、活力あふれた議会活動が推進できるよう平成24年度から議員研修会を開催しています。平成28年度及び平成29年度についても、議員及び執行部側職員を対象に議会改革検討特別委員会の事業として開催しました。

平成28年度は、さらなる議会改革に向けて全国市議会議長会「議会のあり方研究会」副座長をされた横道清孝氏を招き、「議会改革の方向性について」テーマに開催しました。平成29年度は、平成24年度から市議会にタブレット端末を導入している飯能市議会の大津力議員を招き、「市議会におけるタブレット端末の導入について」をテーマに開催しました。

## オ. 議員定数について

本市議会の議員定数は、平成17年10月の合併後、在任特例期間中52人（旧春日部市＝30名、旧庄和町＝22名）、平成18年5月から36名（合併協議で決定）、平成22年5月から32名に改正（4名削減）し、議会運営を行ってきました。また、前回の改選前（平成25年）の定数にかかる協議においては、「24万市民の声を市政に反映させるにふさわしい議員定数」として、市民要望を的確に把握し市政に反映させることなど「地域代表としての議員の役割」、効率的に市政運営が行われているかなど「監視機能の強化・充実」、地方分権改革が進められる中における「政策形成能力の向上」、予算・決算の審査など議案の審査を多角的な視点から行い民意を市政に反映させることなどの「委員会審査の充実」の4点、「これからの議員の役割」として、「合併から一定期間が経過した中での議員の役割」、「議会改革を進めるための議員の役割」の2点、また、全国の施行時特例市、県内同規模市等との比較など、いくつかの視点から検証を行い、議員定数は一定程度の議員数が必要であるとの認識で一致し、議員定数32名が多数意見となり、委員会の結論として、平成26年5月の改選後に当たっては現行定数の32名としたところです。

前回の改選前の協議結果や、全国の施行時特例市、関東圏の施行時特例市、県内同規模市等との比較などをもとに検証を行ったところ、24万市民の声をきちんと反映する

には一定の議員数が必要であることなどから「現行定数である32名とする意見」と委員会を活性化することを考えて各常任委員会の定数を可否同数となり得る7名ずつとし、議長と監査委員を別として考えること、などから「現行定数から2名を削減した30名とする意見』に分かれました。さらに意見交換を重ねましたが全会一致には至らず、採決を行った結果、平成30年5月の改選後に当たっては現行定数である32名を本委員会の結論とします。

議員定数については、議会基本条例において「市民の意思等が反映されるよう不断の見直しを行うことを基本として定める」と規定しています。このたびの本特別委員会における定数協議については、平成30年5月の改選に当たっては、改正を行わないとする結論に至りましたが、議員定数については、次期改選後においても継続的に検討が必要な課題であるとの認識のもと、新たな検討組織においても取り組んでいくことを望みます。

#### カ. 政務活動費について

##### ○会派のホームページ作成における政務活動費の支出について

本特別委員会の検討課題について協議を行った中で、会派のホームページ作成にあたり、政務活動費から支出できるようにしたいという意見があり、特別委員会として協議を行いました。

協議の結果、会派のホームページ作成時には政務活動費から一部を支出できることについて合意し、ホームページ作成時の基準については、①会派のホームページは1会派1サイトとする。②会派のホームページ作成経費（作成・運用・維持・管理）については支出割合の上限を2分の1とする。③ホームページ作成を委託した場合は契約書等（契約内容がわかるもの）を収支報告書へ添付する。④民法上の親族に対するホームページの作成委託に要する経費には充当できない。⑤ホームページを構築した場合は年に1回以上更新を行う。⑥セキュリティに十分配慮することを政務活動費の手引き（案）に盛り込むことが了承されました。

##### ○政務活動費の手引きの見直しについて

政務活動費の手引きについては、平成26年4月1日の発行以降、必要に応じて見直しを行ってきましたが、手引き作成後、初めての改選が4月行われることから、備品の取り扱い方法を含め、更なる見直しについて協議を行いました。

協議の結果、議員の任期満了または会派解散若しくは会派異動に伴う備品の取り扱いをはじめとする政務活動費の基準について了承し、平成30年4月1日を改訂日とする政務活動費の手引きを発行することになりました。

### ③終わりに

当委員会では、調査項目として議会運営に関する改革事項のほか、議員定数や政務活動費、議員研修まで幅広く協議を行い、検討を進めてきました。議会基本条例の制定から概ね6年が経過し、一步ずつ着実に改革を進めているところです。

議員は、地域が抱える様々な課題を把握し、問題解決のための分析など、適切な対策を取るために十分な調査研究を行うことが必要です。また、議論を活発化させるための調査を充実させることにより、知識を備え、市民福祉の増進につなげることが求められています。そして、市民に信頼され、活力にあふれた議会活動を推進していくためには、今後においても、継続的に議会改革に取り組み、執行機関の監視機能のほか政策形成など、議会の充実・強化を図るとともに、市民に開かれた議会を築き上げていくことが必要不可欠であると考えています。

当委員会の設置から概ね2年が経過し、これをもって期間内の審査を終了しますが、市民に身近で開かれた議会を目指し、これからも不断の見直しを行うために設置される特別委員会において、さらなる改革に取り組むことを期して最終報告とします。



## 各種関係資料等

- 予算・決算特別委員会の設置についての参考資料 …… [24 ページ]
- 請願者の意見陳述等の機会についての参考資料 …… [34 ページ]
- 議員研修会の実施内容 …… [37 ページ]
- 議員定数についての参考資料 …… [39 ページ]
- 政務活動費の手引き（案） …… [47 ページ]

資料資料関係

予算決算特別委員会及び予算決算常任委員会の設置状況について

平成26年5月現在

	設置区分	自治体数
施行時 特別市 40市	①予算特別委員会のみ設置している	0
	②決算特別委員会のみ設置している	11
	③予算及び決算特別委員会を設置している	16
	④決算常任委員会のみ設置している	1
	⑤予算及び決算常任委員会を設置している	2

○予算特別委員会及び予算常任委員会を設置している議会は、45%です。  
(①+③+⑤ 18/40)

○決算特別委員会及び決算常任委員会を設置している議会は、75%です。  
(②+③+④+⑤ 30/40)

○閉会中に決算特別委員会を開催し、審査を行っている議会は、33%です。  
(「\*」13/40)

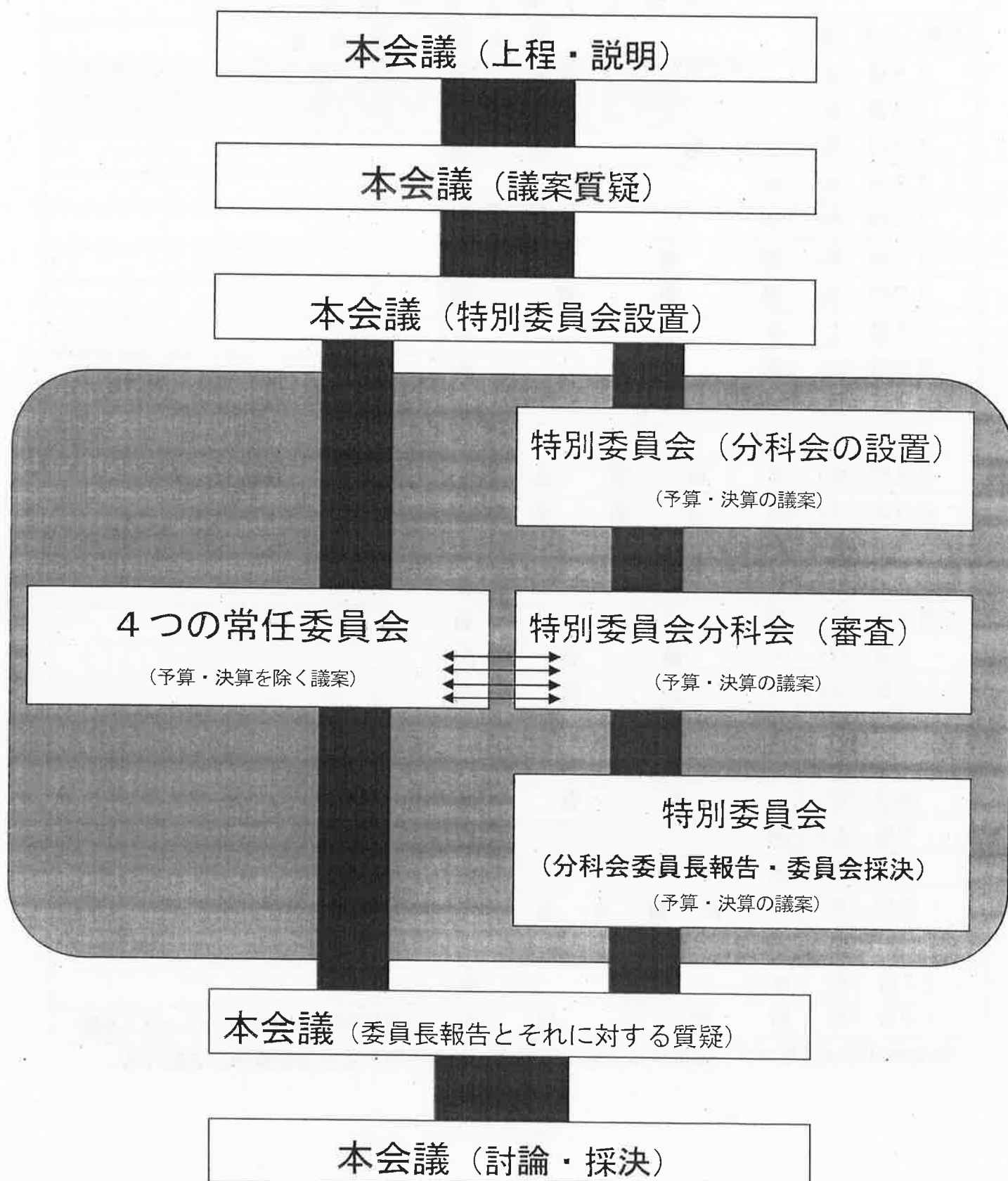








## 予算・決算特別委員会の議案の流れ（例）



## 予算・決算特別委員会の想定日程表（例）

平成 2 7 年 3 月 定 例 会		
2月13日(金)	議 会 運 営 委 員 会	
14日(土)		
15日(日)		
16日(月)	上 程 ・ 説 明	
17日(火)	休 会	
18日(水)	休 会	
19日(木)	議 案 質 疑	
20日(金)	議 案 質 疑	
21日(土)	休 会	
22日(日)	休 会	
23日(月)	議案質疑と予算特別委員会の設置	予算特別委員会（分科会の設置）
24日(火)	休 会	
25日(水)	常 任 委 員 会	常任委員会後、予算特別委員会分科会
26日(木)	常 任 委 員 会	常任委員会後、予算特別委員会分科会
27日(金)	休 会	
28日(土)	休 会	
3月1日(日)	休 会	
2日(月)	一 般 質 問	
3日(火)	一 般 質 問	
4日(水)	休 会	
5日(木)	一 般 質 問	
6日(金)	一 般 質 問	
7日(土)	休 会	
8日(日)	休 会	
9日(月)	新 規 日 程 →	予算特別委員会（分科会委員長報告・採決）
10日(火)	一 般 質 問	
11日(水)	休 会	
12日(木)	討 論 ・ 採 決	（予算特別委員長報告とそれに対する質疑）

※会期日程は変更せず、議案質疑日を1日削減し、予算特別委員会の採決日を設ける。



《 予算特別委員会を設置し、補正予算を審査する場合 》

平成 2 7 年 6 月 定 例 会		
22日(金)	議 会 運 営 委 員 会	
23日(土)		
24日(日)		
25日(月)		
26日(火)		
27日(水)		
28日(木)	上 程	説 明
29日(金)	休	会
30日(土)	休	会
31日(日)	休	会
6月1日(月)	議案質疑と予算特別委員会の設置	予算特別委員会(分科会の設置)
2日(火)	休	会
3日(水)	常 任 委 員 会	常任委員会後、予算特別委員会分科会
4日(木)	休	会
5日(金)	一 般 質 問	
6日(土)	休	会
7日(日)	休	会
8日(月)	一 般 質 問	
9日(火)	休	会
10日(水)	一 般 質 問	
11日(木)	休	会
12日(金)	一 般 質 問	
13日(土)	休	会
14日(日)	休	会
15日(月)	一 般 質 問	
16日(火)	新 規 日 程 →	予算特別委員会(分科会委員長報告・採決)
17日(水)	一 般 質 問	
18日(木)	休	会
19日(金)	討 論 採 決	(予算特別委員長報告とそれに対する質疑)

※会期日程を1日増やして予算特別委員会の採決を行う日設ける。

平成 2 7 年 9 月 定 例 会		
8月19日(水)	議 会 運 営 委 員 会	
20日(木)		
21日(金)		
22日(土)		
23日(日)		
24日(月)	上 程 ・ 説 明	
25日(火)	休 会	
26日(水)	休 会	
27日(木)	議 案 質 疑	
28日(金)	議 案 質 疑	
29日(土)	休 会	
30日(日)	休 会	
31日(月)	議案質疑と決算特別委員会の設置	決算特別委員会(分科会の設置)
9月1日(火)	休 会	
2日(水)	常 任 委 員 会	常任委員会後、決算特別委員会分科会
3日(木)	常 任 委 員 会	常任委員会後、決算特別委員会分科会
4日(金)	休 会	
5日(土)	休 会	
6日(日)	休 会	
7日(月)	一 般 質 問	
8日(火)	一 般 質 問	
9日(水)	休 会	
10日(木)	一 般 質 問	
11日(金)	一 般 質 問	
12日(土)	休 会	
13日(日)	休 会	
14日(月)	一 般 質 問	
15日(火)	新 規 日 程 →	決算特別委員会(分科会委員長報告・採決)
16日(水)	一 般 質 問	
17日(木)	休 会	
18日(金)	討 論 ・ 採 決	(決算特別委員長報告とそれに対する質疑)

※会期日程は変更せず、議案質疑日を1日削減し、決算特別委員会の採決日を設ける。

予算決算特別委員会の審査方法

	審査方法と委員構成	メリット	デメリット
①	<p>審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会に分かれて審査</li> <li>委員構成</li> <li>・議長(及び監査委員)を除く全議員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長(及び監査委員)を除く議員全員が委員となる。</li> <li>・委員が分かれるので、同時に複数の会場で開催することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分割付託で行うことと、あまり変わらない。</li> <li>・分科会の設置や分科会ごとの委員長報告を行うなど、手続きが煩雑になる。</li> </ul>
②	<p>審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部が全て入る会場で審査</li> <li>委員構成</li> <li>・議長(及び監査委員)を除く全議員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長(及び監査委員)を除く議員全員が委員となる。</li> <li>・全委員が全ての項目に関わることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員と答弁する執行部が一度に全て入ることができる会場がない。</li> <li>・審査に複数日程を割く必要がある。</li> </ul>
③	<p>審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部が項目ごとに入れ替わりで会場に入って審査</li> <li>委員構成</li> <li>・議長(及び監査委員)を除く全議員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長(及び監査委員)を除く議員全員が委員となる。</li> <li>・全委員が全ての項目に関わることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査に複数日程を割く必要がある。</li> </ul>
④	<p>審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部が項目ごとに入れ替わりで会場に入って審査</li> <li>委員構成</li> <li>・一定数の委員を選出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場の広さにあまり制約がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長(及び監査委員)を除く議員全員が委員となることができない。</li> <li>・審査に複数日程を割く必要がある。</li> </ul>

# 請願者の意見陳述等の機会に関する調べ

## ■埼玉県内(人口20万以上の市)

平成29年8月1日現在

NO	市名	請願の意見陳述等を行っている市議会	議会基本条例に請願の意見陳述等の記載のある市議会	備考
1	さいたま市			
2	川越市			
3	熊谷市			
4	川口市			
5	所沢市			
6	上尾市			
7	草加市			
8	越谷市	○		

## ■施行時特例市

NO	市名	請願の意見陳述等を行っている市議会	議会基本条例に請願の意見陳述等の記載のある市議会	備考
1	春日部市			
2	八戸市	○	○	
3	山形市	○	○	
4	水戸市			
5	つくば市	○	○	
6	伊勢崎市			
7	太田市	○	○	
8	川口市			
9	所沢市			
10	越谷市			
11	草加市			
12	熊谷市			
13	小田原市	△		陳情のみ可
14	大和市	○	○	
15	平塚市	○		
16	厚木市	○	○	
17	茅ヶ崎市	○	○	
18	長岡市			
19	上越市	○	○	
20	福井市	○	○	
21	甲府市			

## ■施行時特例市

NO	市名	請願の意見陳述等を行っている市議会	議会基本条例に請願の意見陳述等の記載のある市議会	備考
22	松本市	○		
23	沼津市		○	○
24	富士市	○	○	○
25	春日井市			
26	一宮市	○	○	○
27	四日市市	○	○	
28	吹田市		○	○
29	枚方市	○	○	
30	茨木市			
31	八尾市			
32	寝屋川市			
33	岸和田市			
34	明石市	○	○	△
35	加古川市	○	○	○
36	宝塚市			○
37	鳥取市		○	○
38	松江市		○	○
39	呉市	○	○	
40	佐世保市		○	○
合計		18市(△を除く)	15市	○

# 平成 28 年度 議員研修会の開催について

## 1. 研修テーマ

(仮題) 「議会改革の方向性について」

## 2. 講師

政策研究大学院大学副学長・教授  
全国市議会議長会「議会のあり方研究会」委員（副座長）  
春日部市公共施設マネジメント基本計画策定審議会委員

よこ みち きよ たか  
横 道 清 孝 氏

3. 日 程           平成 28 年 11 月 18 日（金）   10:00～11:30  
                    全員協議会室（市役所 2 階）

4. 対 象           議員、執行部（部長級以上）、事務局           合計：約 50 人

## ※ 過去の議員研修

平成 24 年度：「地方自治法の一部改正等について」

平成 25 年度：「インターネット選挙運動について」

平成 26 年度：「さらなる議会改革に向けて

～市民に関心を持たれる議会を目指して～」

平成 27 年度：「自治体議会改革と議員の役割

～政務活動費問題から考える～」

## 平成 29 年度 議員研修会の開催について

1. 研修テーマ

(仮題) 「市議会におけるタブレット端末導入について」

2. 講師

飯能市議会議員 大津 力(おおつ つとむ)氏

3. 日程 11月7日(火)

午前10時から午前11時30分まで

4. 場所 全員協議会室

4. 対象 議員、執行部(部長級以上)、事務局

合計:約 50 人

※ 過去の議員研修

平成 24 年度 : 「地方自治法の一部改正等について」

平成 25 年度 : 「インターネット選挙運動について」

平成 26 年度 : 「さらなる議会改革に向けて

～市民に関心を持たれる議会を目指して～」

平成 27 年度 : 「自治体議会改革と議員の役割

～政務活動費問題から考える～」

平成 28 年度 : 「議会改革の方向性について」



議員定数に関する調べ

■埼玉県内(人口20万以上の市)

NO	市名	人口 (平成25年4月1日時点)	議員定数 (平成25年4月1日時点)	人口 (平成28年12月31日現在)	議員定数 (平成28年12月31日現在)	人口比較 (28年12月-25年4月)	議員定数比較 (28年12月-25年4月)	備考
1	春日部市	239,253	32	236,466	32	△ 2,787	0	
2	さいたま市	1,246,180	60	1,281,414	60	35,234	0	
3	川越市	347,010	36	351,654	36	4,644	0	
4	熊谷市	202,397	32	199,705	30	△ 2,692	△ 2	定数は、27年4月から 32人⇒30人
5	川口市	581,170	45	595,495	42	14,325	△ 3	定数は、27年5月から 45人⇒42人
6	所沢市	343,020	36	343,993	33	973	△ 3	定数は、27年4月から 36人⇒33人
7	上尾市	227,526	30	228,092	30	566	0	
8	草加市	243,978	30	247,040	28	3,062	△ 2	定数は、26年10月から 30人⇒28人
9	越谷市	330,428	32	339,156	32	8,728	0	
平均(9市全体)		417,885	37	424,779	36	6,895	△ 1	
平均(7市) (さいたま市、川口市を除く。)		276,230	33	278,015	32	1,785	△ 1	

■関東圏施行時特例市(埼玉県を除く。)

NO	市名	人口 (平成25年4月1日時点)	議員定数 (平成25年4月1日時点)	人口 (平成28年12月31日現在)	議員定数 (平成28年12月31日現在)	人口比較 (28年12月-25年4月)	議員定数比較 (28年12月-25年4月)	備考
1	水戸市	269,636	28	273,196	28	3,560	0	
2	つくば市	217,048	28	226,948	28	9,900	0	
3	伊勢崎市	211,419	32	212,059	30	640	△ 2	定数は、26年4月から 32人⇒30人
4	太田市	220,407	34	223,665	30	3,258	△ 4	定数は、27年4月から 34人⇒30人
5	平塚市	258,539	30	257,373	28	△ 1,166	△ 2	定数は、27年4月から 30人⇒28人
6	小田原市	196,806	28	193,803	28	△ 3,003	0	
7	茅ヶ崎市	236,420	28	241,979	28	5,559	0	
8	厚木市	224,415	28	225,366	28	951	0	
9	大和市	231,040	28	234,138	28	3,098	0	
平均(9市)		229,526	29	232,059	28	2,533	△ 1	

■施行時特例市(40市全体)

NO	市名	人口 (平成25年4月1日時点)	議員定数 (平成25年4月1日時点)	人口 (平成28年12月31日現在)	議員定数 (平成28年12月31日現在)	人口比較 (28年12月-25年4月)	議員定数比較 (28年12月-25年4月)	備考
1	春日部市	239,253	32	236,466	32	△ 2,787	0	
2	八戸市	239,172	36	234,189	32	△ 4,983	△ 4	定数は、27年5月から 36人⇒32人
3	山形市	253,529	35	249,133	33	△ 4,396	△ 2	定数は、27年5月から 35人⇒33人
4	水戸市	269,636	28	273,196	28	3,560	0	
5	つくば市	217,048	28	226,948	28	9,900	0	
6	伊勢崎市	211,419	32	212,059	30	640	△ 2	定数は、26年4月から 32人⇒30人
7	太田市	220,407	34	223,665	30	3,258	△ 4	定数は、27年4月から 34人⇒30人
8	川口市	581,170	45	595,495	42	14,325	△ 3	定数は、27年5月から 45人⇒42人
9	所沢市	343,020	36	343,993	33	973	△ 3	定数は、27年4月から 36人⇒33人
10	越谷市	330,428	32	339,156	32	8,728	0	
11	草加市	243,978	30	247,040	28	3,062	△ 2	定数は、26年10月から 30人⇒28人
12	熊谷市	202,397	32	199,705	30	△ 2,692	△ 2	定数は、27年4月から 32人⇒30人
13	小田原市	196,806	28	193,803	28	△ 3,003	0	
14	大和市	231,040	28	234,138	28	3,098	0	
15	平塚市	258,539	30	257,373	28	△ 1,166	△ 2	定数は、27年4月から 30人⇒28人
16	厚木市	224,415	28	225,366	28	951	0	
17	茅ヶ崎市	236,420	28	241,979	28	5,559	0	
18	長岡市	281,100	38	274,977	34	△ 6,123	△ 4	定数は、27年4月から 38人⇒34人
19	上越市	202,312	32	196,959	32	△ 5,353	0	
20	福井市	267,509	32	265,771	32	△ 1,738	0	
21	甲府市	194,898	32	191,675	32	△ 3,223	0	

■施行時特例市(40市全体)

NO	市名	人口 (平成25年4月1日時点)	議員定数 (平成25年4月1日時点)	人口 (平成28年12月31日現在)	議員定数 (平成28年12月31日現在)	人口比較 (28年12月～25年4月)	議員定数比較 (28年12月～25年4月)	備考
22	松本市	242,554	31	241,272	31	△ 1,282	0	
23	沼津市	205,887	28	199,006	28	△ 6,881	0	
24	富士市	259,339	36	255,839	32	△ 3,500	△ 4	定数は、27年4月から 36人⇒32人
25	春日井市	309,119	32	311,708	32	2,589	0	
26	一宮市	386,447	40	386,208	38	△ 239	△ 2	定数は、27年4月から 40人⇒38人
27	四日市市	312,856	36	312,218	34	△ 638	△ 2	定数は、27年4月から 36人⇒34人
28	吹田市	356,768	36	369,898	36	13,130	0	
29	枚方市	408,966	34	404,963	32	△ 4,003	△ 2	定数は、27年4月から 34人⇒32人
30	茨木市	276,662	32	280,601	30	3,939	△ 2	
31	八尾市	270,029	28	268,457	28	△ 1,572	0	
32	寝屋川市	242,087	28	237,441	27	△ 4,646	△ 1	定数は、27年4月から 28人⇒27人
33	岸和田市	201,372	26	198,017	26	△ 3,355	0	
34	明石市	296,211	31	298,751	30	2,540	△ 1	定数は、27年4月から 31人⇒30人
35	加古川市	271,637	31	268,541	31	△ 3,096	0	
36	宝塚市	233,967	26	234,349	26	382	0	
37	鳥取市	193,582	32	190,960	32	△ 2,622	0	
38	松江市	206,235	34	204,403	34	△ 1,832	0	
39	呉市	239,401	34	231,008	32	△ 8,393	△ 2	定数は、27年4月から 34人⇒32人
40	佐世保市	256,237	36	256,464	33	227	△ 3	定数は、27年5月から 36人⇒33人
平均(40市)		265,346	32	265,330	31	△ 17	△ 1	

# 議員定数に関する調べ

## ■全国の人口20万人以上25万人以下の市

NO	市名	人口 (平成28年12月31日現在)	議員定数 (平成28年12月31日現在)
1	春日部市	236,466	32
2	八戸市	234,189	32
3	山形市	249,133	33
4	松本市	241,272	31
5	調布市	229,886	28
6	茅ヶ崎市	241,979	28
7	厚木市	225,366	28
8	大和市	234,138	28
9	つくば市	226,948	28
10	伊勢崎市	212,059	30
11	太田市	223,665	30
12	上尾市	228,092	30
13	草加市	247,040	28
14	鈴鹿市	200,511	32
15	寝屋川市	237,441	27
16	伊丹市	201,865	28
17	宝塚市	234,349	26
18	松江市	204,403	34
19	呉市	231,008	32
20	佐賀市	234,758	36
平均(20市全体)		228,728	30

■全国の人口15万人以上20万人以下の市

NO	市名	人口 (平成28年12月31日現在)	議員定数 (平成28年12月31日現在)
1	釧路市	174,518	28
2	帯広市	168,096	29
3	苫小牧市	173,135	28
4	弘前市	175,777	28
5	上越市	196,959	32
6	高岡市	174,252	30
7	上田市	159,271	30
8	立川市	181,554	28
9	三鷹市	185,101	28
10	小平市	189,885	28
11	日野市	183,589	24
12	東村山市	150,739	25
13	西東京市	199,790	28
14	鎌倉市	176,393	26
15	小田原市	193,803	28
16	秦野市	162,809	24
17	甲府市	191,675	32
18	日立市	184,574	28
19	ひたちなか市	159,590	25
20	足利市	151,248	24
21	栃木市	162,734	34
22	小山市	166,533	30
23	熊谷市	199,705	30
24	狭山市	153,054	22
25	新座市	164,767	26

26	久喜市	154,241	30
27	野田市	155,050	28
28	佐倉市	176,744	28
29	習志野市	171,861	30
30	流山市	180,637	28
31	八千代市	195,933	28
32	浦安市	166,551	21
33	沼津市	199,006	28
34	磐田市	170,419	26
35	豊川市	185,833	30
36	刈谷市	150,155	28
37	安城市	186,837	28
38	西尾市	171,210	30
39	小牧市	153,471	25
40	松阪市	166,577	28
41	大垣市	162,046	22
42	岸和田市	198,017	26
43	和泉市	186,765	24
44	宇治市	188,674	28
45	鳥取市	190,960	32
46	出雲市	175,118	32
47	東広島市	185,764	30
48	宇部市	168,257	28
49	山口市	193,792	34
50	今治市	163,481	34
51	都城市	167,351	34
平均(51市全体)		175,378	28

## ■全国の人口25万人以上30万人以下の市

NO	市名	人口 (平成28年12月31日現在)	議員定数 (平成28年12月31日現在)
1	函館市	265,503	30
2	青森市	290,137	35
3	盛岡市	292,795	38
4	福島市	283,493	35
5	長岡市	274,977	34
6	福井市	265,771	32
7	府中市	258,093	30
8	平塚市	257,373	28
9	水戸市	273,196	28
10	市原市	279,093	32
11	富士市	255,839	32
12	津市	281,745	36
13	茨木市	280,601	30
14	八尾市	268,457	28
15	明石市	298,751	30
16	加古川市	268,541	31
17	下関市	269,486	34
18	徳島市	256,008	30
19	佐世保市	256,464	33
平均(19市全体)		272,438	32

表 1 全国人口 10 万人以上人口の人口数

NO	市名	人口数 (1950年10月1日現在)	人口数 (1955年10月1日現在)
1	市 東京	2,852,503	3,082,503
2	市 大阪	2,801,137	3,081,137
3	市 名古屋	2,802,792	3,082,792
4	市 横浜	2,834,483	3,084,483
5	市 岡山	2,744,877	3,044,877
6	市 北九州	2,882,771	3,082,771
7	市 仙台	2,588,093	2,888,093
8	市 平塚	2,527,373	2,827,373
9	市 河本	2,734,186	2,934,186
10	市 釧路	2,728,093	2,928,093
11	市 富士	2,828,838	3,028,838
12	市 津	2,817,742	3,017,742
13	市 美濃	2,808,801	3,008,801
14	市 八尾	2,808,427	3,008,427
15	市 谷	2,807,751	3,007,751
16	市 加古川	2,808,841	3,008,841
17	市 下関	2,804,488	3,004,488
18	市 高松	2,808,008	3,008,008
19	市 沼津	2,808,464	3,008,464
20	市 宇都宮	2,808,464	3,008,464



# 政務活動費の手引き (案)

平成26年	4月1日	作成
平成27年	4月1日	改訂
平成27年10月1日		改訂
平成29年	4月1日	改訂
平成30年	4月1日	改訂

春日部市議会

## はじめに

地方分権の進展に伴い、議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、意思決定機能及び監視機能の充実・強化が求められている。

このような中、議員の職務は、定例会や臨時会への出席など議会活動だけではなく、地域の代表として、市政の課題や市民意見の把握、陳情・要請活動など多様化している。

政務調査費は、こうした議員の活動の調査研究に資するために必要な経費の一部に充てることができる制度として運用してきたところであるが、平成25年3月に地方自治法の改正により「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められ、「政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることにより、使途の透明性の確保に努める」ことが、明確化された。しかしながら、全国的にはその不適切な執行がしばしば住民からの批判の対象となり、住民監査請求や住民訴訟で返還を求められたケースも少なくない。

このため、政務活動費のより適正な取扱いを期すため「手引き」を作成することについて議会内で申し合わせ、政務活動費を充てることができる経費の範囲の見直し等と合わせ、平成25年5月から議会改革検討特別委員会で協議・検討を重ね、平成26年4月1日付けで、この「政務活動費の手引き」を発行したところである。その後、引き続き議会改革検討特別委員会で見直し等を行い改訂し、今後においても本手引きに疑義が生じたとき、又は判例の動向、社会情勢の変化などにより改正の必要性が生じたときは、適宜見直しを図るものとする。

各会派及び議員各位には、政務活動費の支出に当たっては、この「手引き」を活用していただき、適正な執行とより一層の透明性の確保に努めることを望むものである。

平成30年4月1日

春日部市議会議長

# 目 次

## I 政務活動費の概要

1	制度の目的	1
2	政務活動費	1
3	政務活動費による活動の性格	2
4	政務活動費の交付に関する条例及び規則の概要	2
5	政務活動費の交付申請から清算までの主な流れ	5

## II 政務活動費に関する基本的な考え方

1	政務活動費の支出原則	6
2	政務活動費の支出にあたっての会派の意思統一と了承	6
3	実費弁償の原則	7
4	経費按分について	7
5	政務活動費の支出が不適切な経費の例示	7

## III 政務活動費の取扱基準

## IV 政務活動費の使途基準

1	調査研究費	11
2	研修費	12
3	広報費	13
4	広聴費	15
5	要請・陳情活動費	16
6	会議費	17
7	資料作成費	18
8	資料購入費	19
9	事務費	20

## V 参考資料

## VI 関係法令

## VII 様式集

# I 政務活動費の概要

## 1 制度の目的

地方分権一括法等の施行に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中、議会の果たす役割がますます重要となったことから、議会の活性化を図り、地方議会の審議能力を高めるためには、議員の調査活動基盤の充実強化が必要であるという観点から、平成12年5月の地方自治法の改正により、平成13年4月政務調査費交付制度が創設された。

また、平成25年3月には地方自治法の一部を改正する法律の改正により、政務調査費の名称が政務活動費に改められ、使途の拡大が図られる一方、議長が使途の透明性確保に努める条文が追加されるなど、より一層の地方議会の活性化と義務が明文化された。

## 2 政務活動費

### (1) 法的位置づけ（根拠法令）

#### ◎地方自治法（第100条第14項、第15項及び第16項）

##### 第100条

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

#### ◎春日部市議会政務活動費の交付に関する条例・・・参考資料参照

第2条(交付対象)、第3条(交付額及び交付の方法)、  
第5条(経費の範囲)、第7条(収支報告書の提出)、  
第10条(透明性の確保)

#### ◎春日部市議会政務活動費の交付に関する規則・・・参考資料参照

第2条(交付申請)、第3条(交付決定)、第4条(交付請求)、  
第5条(収支報告書の写しの送付)、第6条(会計帳簿等の整理保管)

※本市における政務活動費の交付に関する条例の制定経過等については、V参考資料（P25）を参照のこと

## (2) 交付対象（条例第2条）

地方公共団体が条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し、交付することができる金銭的給付を政務活動費という。

本市では、春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第2条により会派に対して政務活動費を交付することとしている。

## (3) 対象経費（条例第5条）

政務活動費は、第5条において会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議の開催等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付するとしており、政務活動以外の経費に充てることはできない。

## (4) 適正運用（条例第10条）

使途については透明性の確保に努めるとともに、その説明責任は、各会派に求められるものであるため、慎重かつ適正な運用が必要となる。

また、政務活動費の適正な運用を図るため、議長はその使途の透明性の確保に努めるとともに、政務活動費の交付を受けた会派は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出しなければならないとされている。

## 3 政務活動費による活動の性格

政務活動費は、地方自治法第100条第14項に「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付する」とあるように、あくまでも、会派の自発的な意思に基づき行われる政務活動に対するものである。したがって、正規の議会活動の範囲には含まれず、本会議や委員会の活動とは別個のものであり、公務ではないと判断される。

このため、政務活動中に事故が発生したとしても、政務活動が正規の議会活動ではないため、公務災害の対象にはならない。

## 4 政務活動費の交付に関する条例及び規則の概要

### (1) 交付対象（条例第2条）

政務活動費は、会派に対して交付する。（所属議員が1人の場合を含む）  
※所属議員が1人の場合も含むとは、いわゆる「一人会派（所属議員が1人しかいない無所属議員）も含める。

参考：（政務調査費ハンドブック）

・議会運営上の会派と、政務調査費の交付対象としての会派とは、理論上性質

を異にする。

- ・会派とは、一般に、同じ政策を持つ集団を言うため、2人以上が想定される。しかし、政務調査費における会派では、一人会派を認めることは特に問題ないと解する。なぜなら、①政務調査費のモデルである国会における立法事務費が、この法律の中で一定の要件の下で一人会派を認めていること、②政務調査費が地方自治法に規定される前の調査交付金の時も所属議員が一人でも会派として認めている経緯があることの実情がある。

## (2) 交付額及び交付の方法 (条例第3条)

会派に対する政務活動費の月額、各月1日(基準日)における当該会派の所属議員数(※)に50,000円を乗じて得た額とし、毎年度の4月25日(その日が休日に当たるときは、その翌日)に当該年度分(ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合(改選時)は、任期満了日の属する月までの月数分)を交付する。

年度の途中で新たに結成された会派については、結成された日の属する月の翌月分(結成された日が基準日に当たる場合は当月分)から交付する。

※基準日において議員の辞職、失職、除名、若しくは死亡、又は所属会派からの脱会した議員を除く。

## (3) 所属議員数の異動に伴う調整 (条例第4条)

交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合であって、異動が生じた日の属する月の翌月(異動が生じた日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(解散の日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

## (4) 政務活動費を充てることができる経費の範囲 (条例第5条)

会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議の開催等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

## (5) 経理責任者 (条例第6条)

会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

**(6) 交付の申請（規則第2条、規則第4条）**

政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長を經由して、政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。

会派の代表者は、政務活動費の交付日の10日前までに、政務活動費交付請求書を市長に提出するものとする。

申請した事項に異動が生じたときは、議長を經由して政務活動費交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、議長を經由して会派解散届を市長へ提出しなければならない。

**(7) 収支報告書等の提出（条例第7条）**

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告について（別記様式、P36）により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付して議長に提出しなければならない。

**(8) 政務活動費の返還（条例第8条）**

交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額に相当する額（\*預金利子を含む）の政務活動費を返還しなければならない。

**※利息の取扱い**

交付された政務活動費により発生した預金利息は、政務活動費に充当することができる。ただし、政務活動費に充当されることがなかった預金利息は、額の確定の際に返還しなければならない。

**(9) 会計帳簿等の整理保管（規則第6条）**

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

## 5 政務活動費の交付申請から清算までの主な流れ

会派の代表者から**政務活動費交付申請書（様式第1号）**を議長を經由し市長へ提出する



市長より申請のあった会派について、交付すべき年間分の政務活動費額が記載された**交付決定通知書**が、当該会派の代表者へ通知される



会派の代表者は、政務活動費の交付日（毎年度の4月25日）の10日前までに**政務活動費交付請求書（様式第6号）**を市長へ提出する



政務活動費が交付日（毎年度の4月25日）に当該会派の預金通帳へ振り込まれる



会派による政務活動費の支出



会派の経理責任者による支出のチェック及び収支報告書の作成



会派の代表者より、収支報告書を4月末日までに議長へ提出  
（提出を受けた議長は、収支報告書の写しを市長へ提出）



政務活動費に残余が生じた場合には、5月末日までに市長へ返還



会派の経理責任者は、収支報告書及び領収書等の証拠書類を、収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管



## Ⅱ 政務活動費に関する基本的な考え方

### 1 政務活動費の支出原則

政務活動費の執行にあたっては、政務活動の目的及び内容を明確にするため、次の点を考慮し、交付を受けた会派の代表者及び経理責任者が中心となって、当該会派の責任において適切に取り扱うものとする。

- (1) 政務活動の目的が春日部市の市政と関連性があること。
- (2) 政務活動に合理性・必要性があること。
- (3) 政務活動に要した経費が、経済的かつ社会通念上妥当と認められる範囲であること。
- (4) 支出について適正な手続がなされていること。
- (5) 支出について説明責任を明確にすること。

参考：札幌高裁(平成19年2月9日判決)、金沢地裁(平成18年6月19日判決)  
市政と関連性を欠く調査活動は使途基準に反する。

参考：金沢地裁(平成18年6月19日判決)、東京地裁(平成18年4月14日判決)、名古屋地裁(平成17年5月26日判決)  
調査研究活動として、明らかに合理性、必要性を欠く場合は使途基準に反する。

参考：札幌高裁(平成19年2月9日判決)、金沢地裁(平成18年6月19日判決)、大阪高裁(平成17年4月12日判決)  
支出金額が、社会通念上相当でない場合、使途基準に反する。

### 2 政務活動費の支出にあたっての会派の意思統一と了承

政務活動費の支出を伴う政務活動は、会派としての意思統一がなされ、政務活動が会派として行うものであることの会派の了承が必要となる。

このため、会派の了承なく会派の構成員である議員個人が政務活動費の支出を伴う政務活動を行うことは認められない。

なお、会派がその構成員である議員個人に会派としての政務活動費の支出を伴う政務活動を行わせるにあたっては、分担すべき活動を個々具体的に明示し、政務活動終了後には会派に報告するものとする。

※ 所属議員が1名の会派においては、政務活動に対する政務活動費の交付の妥当性について事前に事務局と協議する。

参考：札幌高裁(平成19年2月29日判決 抜粋)

- ・政務調査費の支出が、本件使途基準の使途区分に従い、会派としてなされること、言い換えると、会派としての意思統一がなされ、当該調査研究活動が「会派」として行うものであるとの会派の承認が存在することが必要であり、このような実態を伴わない政務調査費の支出は、本件使途基準に違反した違法な支出と言うべきである。
- ・会派内での意思統一や了承が必要であるとする考え方に対しては、一人会派の存在

を認めている場合には、議員個人への政務調査費の交付を認めているのと差異がないようにも思われるが、会派の構成は固定的なものではなく、構成員の入れ替わりや合従連衡が行われることがあることから、将来的に構成員が複数になる可能性もあり、その時に備えて体制を整えている必要があると考えられるから、一人会派を含めた「会派」への交付を「議員」への交付と異なるものと考えることができる。

### 3 実費弁償の原則

政務活動は、会派の自発的な意思に基づき行われるものであるため、政務活動費は、社会通念上妥当と認められる範囲を前提として、政務活動に要した費用の実費に充当することを原則とする。

### 4 経費按分について

会派の活動は、政務活動以外にも議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多岐に渡っているため、同日内に複数の活動が行われる場合も考えられる。そのため、政務活動費の支出にあたっては実費弁償の原則に基づき、市政に資するための政務活動に費やした実費のみを適用とするため、支出の一部に政務活動に要した経費があったとしてもそのことが立証できない限り、按分率を用いた金額の算出は行わない。そのため、会派の責任において、市政に資するための政務活動に費やした実費の算定根拠となる証拠書類等を作成し、説明責任を果たせるようにしなければならない。

しかしながら、ホームページ経費（作成、運用、維持、管理）及び備品（パソコン及びタブレット型端末）の購入等については、政務活動と議員活動等が共用し、明確に実費弁償が算定出来ないため、按分により算出することとする。

### 5 政務活動費の支出が不適切な経費の例示

次に掲げる経費は、政務活動に要する経費とは認められない経費として例示する。

#### (1) 交際的な経費

- ① 香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ② 病気見舞い、餞別、中元、歳暮、**名刺**、年賀状等の儀礼に要する経費
- ③ パーティ券の購入代

#### (2) 政党活動に要する経費

- ① 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ② 政党の広報紙、パンフレット、宣伝等の印刷発送等に要する経費
- ③ 政党組織事務所の設置や維持管理に要する経費
- ④ 政党、会派の会費

(3) 選挙活動に要する経費

- ① 選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ② 各種選挙時における支援活動及び選挙関係資料の作成等に要する経費
- ③ 選挙事務所の設置や維持管理に要する経費

(4) 後援会活動に要する経費

- ① 後援会の活動に要する経費
- ② 後援会事務所の設置及び維持管理に要する経費

(5) 飲食に要する経費

- ① 飲食を主目的とする会議に要する経費
- ② 各種団体等の主催による飲食を主目的とした会合や懇親会の出席に要する経費

(6) その他

- ① 議員が個人的に参加している団体の会費及び会議・集会等への参加に要する経費
- ② 宗教活動に要する経費
- ③ 原則として、任期満了前6カ月を経過した時期に行う視察及び備品購入に要する経費

※ 視察が複数日にまたがる場合、視察開始日が任期満了前6ヶ月を経過しない時期であったとしても、終了日が任期満了前6ヶ月を経過する場合は、政務活動費の支出が不適切な経費と判断する。

- ④ 裁判に要する経費
- ⑤ 人件費に要する経費
- ⑥ その他、条例の趣旨に合致しない経費、公職選挙法等の法令の規定に抵触する経費、私的な活動経費、社会通念上妥当な範囲を超える経費

### Ⅲ 政務活動費の取扱基準

政務活動費の支出にあたっては、次の基準を遵守し適切に取り扱うものとする。

#### 1 政務活動費の管理及び利子の取扱い

会派は、政務活動費を管理するため、会派名義の預金通帳を備えるものとする。また、政務活動費の預け入れから発生する預金利子は収入に計上するものとし、政務活動費に残余が生じた場合には、計上された預金利子分も合わせて戻入しなければならない。

#### 2 政務活動費の報告書等の提出

経理責任者は、政務活動に要した費用の支出を証明する書類として、領収書、その他の証拠書類を貼付した政務活動費収支報告書を作成し、会派の代表者の承認を得たのち、市長へ報告書の写しを提出しなければならない。

#### 3 政務活動費の領収書等

(1) 政務活動費の支出にあたっては、交通費、宿泊料及び日当の前渡による支出を除き、原則として領収書を徴するものとする。領収書には品目名、数量等の記載を要し、その宛名は会派名又は議員氏名とする。

(2) 領収書の内容が不明確である場合（お品代等）には、その詳細を明らかに出来るよう、領収書に実際の品目名、数量、単価等を追記するなど、使途の透明性を確保しなければならない。

(3) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、余白に宛名を記載する。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるので、コピーをして原本とともに保管しておく。

(4) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合は、振込明細書を領収書に代わるものとする。

#### 4 旅費支出明細票

交通費、宿泊料及び日当を支出する場合は、旅費支出明細票を政務活動費支出報告書に添付するものとする。

#### 5 視察承認願

会派（会派の了承を得た議員を含む）が、研究会、研修会に参加する場合や、他の自治体等へ視察調査等を行う場合は、視察承認願を会派の代表者を經由して議長に届け出るものとする。

## 6 クレジットカード等の支払い

クレジットカード、プリペイドカード、商品券等による支払いは原則認めないものとする。

## 7 ポイントカードの取扱い

**ポイントカードの使用は一切認めない。**

**また、付与されるポイントは辞退しなければならない。**

## 8 手数料

物品購入時等において、振込手数料や代金引換手数料が発生する場合は、可能な限り手数料が安価になるよう、努めなければならない。

## 9 キャンセル料の取扱い

### (1) 旅費のキャンセル料

旅費のキャンセル料（手数料）の取り扱いについては、急な公務の発生等、次に定める理由による場合にのみ、政務活動費よりキャンセル料（手数料）を支出することができる。

なお、キャンセル料（手数料）を政務活動費より支出する場合には、視察研修取消届を政務活動費支出報告書に添付するものとする。

※ キャンセル料（手数料）を支出できる場合

- ① 公務による場合
- ② 本市又は視察先の地震、風水害等の自然災害による場合
- ③ 視察先の理由による場合
- ④ 本人の病気や怪我による場合
- ⑤ 親族（祖父母、父母（同居の姻族を含む。）、配偶者及び子）の葬祭による場合

### (2) 会場費のキャンセル料

会場費のキャンセル料の取り扱いについては、急な公務の発生や災害等により、会場の使用を中止した場合は、キャンセル料や会場費の経費を政務活動費から支出することができる。

### (3) 改選時の取扱い

- ① 改選年度に当たるときは、選挙期間中（告示日から投票日まで）の政務活動については、選挙活動と混同しやすく誤解を招きやすいため、全ての会派における政務活動費からの支出をしない。
- ② 市議会議員を退く場合、4月に交付される政務活動費は、翌月以降の経費に充てない。（4月分の使用料等をあらかじめ確認するなどして4月分の政務活動費で清算する。）

## IV 政務活動費の使途基準

春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の項目別使途基準の運用は概ね次のとおりとする。

### 1 調査研究費

#### 会派が行う市政の調査研究に必要な経費

##### 【具体例】

- ・他市等の先進的事例を調査・研究するために行う視察

##### 【使途基準】

費目	使用条件	備考
視察費	視察に必要な会場代や資料代	
旅費 ※1	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通費（公共交通機関）</li><li>・レンタカー借上料</li><li>・駐車場代</li><li>・有料道路通行料</li><li>・バス・タクシー借上料</li><li>・燃料費</li><li>・日当</li><li>・宿泊料</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通手段及び交通費（鉄道運賃、航空運賃、船賃等）については、合理性及び経済性を考慮する。</li><li>・春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定による。</li></ul>

##### 【留意事項】

##### ※1 旅費

- (1) 自家用車及びレンタカーを使用する場合は、その日時、経路、目的、経費等を政務活動報告書（交通費用）に記入し、レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費が確認できる領収書等を添付する。
- (2) レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費は実費を支出するものとする。ただし、政務活動に使用されたことが立証できる分を支給対象とする。
- (3) 借上げバス・タクシーを使用する場合は、他の公共交通機関がない場合、時間的いとまがない場合、身体的な障がいがある場合等、合理的な説明ができる場合に限る。

##### 【政務活動費を充てることができない経費】

- (1) 海外視察旅費
- (2) 視察のための旅行保険料

## 2 研修費

団体等が開催する研修会、意見交換会等への参加に必要な経費

### 【具体例】

- ・他団体等が開催する研修会や意見交換会への参加

### 【使途基準】

費目	使用条件	備考
出席者負担金又は参加費	他の団体が開催する研修会、意見交換会等への出席者負担金又は参加費	出席者負担金や参加費については、事前に明確に定められているものに限る。
旅費 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費（公共交通機関）</li> <li>・レンタカー借上料</li> <li>・駐車場代</li> <li>・有料道路通行料</li> <li>・バス・タクシー借上料</li> <li>・燃料費</li> <li>・日当</li> <li>・宿泊料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通手段及び交通費（鉄道運賃、航空運賃、船賃等）については、合理性及び経済性を考慮する。</li> <li>・春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定による。</li> </ul>

### 【留意事項】

#### ※1 旅費

- （1）自家用車及びレンタカーを使用する場合は、その日時、経路、目的、経費等を政務活動報告書（交通費用）に記入し、レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費が確認できる領収書等を添付する。
- （2）レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費は実費を支出するものとする。ただし、政務活動に使用されたことが立証できる分を支給対象とする。
- （3）借上げバス・タクシーを使用する場合は、他の公共交通機関がない場合、時間的いとまがない場合、身体的な障がいがある場合等、合理的な説明ができる場合に限る。
- （4）出席者負担金又は参加費に宿泊料が含まれている場合、春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定による宿泊料は支出しない。

### 3. 広報費

会派が行う活動及び市政について市民に報告するために必要な経費

#### 【具体例】

- ・市民へ市政について報告するための会議の開催
- ・活動報告資料の作成、郵送
- ・広報誌（紙）等への掲載
- ・ホームページによる活動報告

#### 【使途基準】

費目	使用条件	備考
会場費 ※1	報告会を開催するための会場借上に要する経費 ・会場借上に係る経費 ・会場設営に係る什器等の借上に係る経費 ・看板、横断幕代	
印刷製本費 ※2	会派が発行する市政や会派活動を掲載した広報誌(紙)、報告会等の案内状、報告会資料等の作成に要する経費 ・コピー代 ・写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等）	別添「会派広報誌発行基準(平成28年3月10日議長決裁)」による。
送料 ※3	書類の送付に要する経費	
掲載料 ※4	広報誌（紙）等へ掲載するための経費	
情報通信費 ※5	ホームページ等開設費、維持管理費	

#### 【留意事項】

##### ※1 会場費

- (1) 開催日時、開催場所、開催目的、開催内容、出席者、来場者数等を明確にする。

##### ※2 印刷製本費

- (1) 発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。



※3 送料

(1) 郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

※4 掲載料

(1) 掲載内容がわかるものを収支報告書へ添付する。

※5 情報通信費

(1) 掲載内容は会派が行う活動や市政についてに限る。

(2) ホームページ作成時の基準について

- ① 会派のホームページは、1会派1サイトとする。
- ② 会派のホームページ作成経費（作成、運用、維持、管理）については、支出割合の上限を2分の1とする。
- ③ ホームページ作成を委託した場合は、契約書等（契約内容がわかるもの）を収支報告書へ添付する。
- ④ 民法上の親族に対するホームページの作成委託に要する経費には、充当できない。
- ⑤ ホームページを構築した場合は、年に1回以上更新を行う。
- ⑥ セキュリティに十分配慮する。
- ⑦ 市政報告的側面が、宣伝的側面よりも明らかに弱い場合については充当しないものとする。

参考：東京高裁判決（平成22年11月5日 抜粋）

議員の顔写真の大きさは、縦横それぞれが紙面全長の5分の1程度、氏名については通常の題字の大きさと同程度であって、宣伝活動の側面が読者に訴える力は、市政報告の側面よりも明らかに弱く、議員本人の同一性確保の目的が強いといえることができる。

参考：東京高裁（平成22年11月5日判決 抜粋）

政治家が開設するインターネット上のウェブサイトは、特に写真や動画を多用する場合には、これを通常人の目から見たとき、宣伝ポスター（議員の顔写真と氏名を大きく掲載したもの）と同一の機能を有し、議員の宣伝的機能を主要な機能の一つとみられるのが普通である。市政報告的側面と宣伝的側面について、いずれかの側面が明らかに他の側面より強いとはいえない場合については、費用の全額を政務調査費から支出するのは目的外使用の疑いが濃厚であり、半額の支出が許されるにとどまる。

#### 4 広聴費

会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等に必要な経費

##### 【具体例】

- ・市民の要望や意見を聴取するための意見交換会の開催
- ・市民アンケート調査の資料作成・送付
- ・市民の要望や意見を聴取するため広報誌（紙）等へ掲載
- ・ホームページによる要望・意見の聴取

##### 【使途基準】

費目	使用条件	備考
会場費 ※1	意見交換会等を開催するための会場借上に要する経費 ・会場借上に係る経費 ・会場設営に係る什器等の借上に係る経費 ・看板、横断幕代	
印刷製本費 ※2	意見交換会等の案内状、住民アンケート等の作成に要する経費 ・コピー代 ・写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等）	
送料 ※3	書類の送付に要する経費	
掲載料 ※4	広報誌（紙）等へ掲載するための経費	
情報通信費 ※5	ホームページ等開設費、維持管理費	

##### 【留意事項】

##### ※1 会場費

開催日時、開催場所、開催目的、開催内容、出席者、来場者数等を明確にする。

##### ※2 印刷製本費

発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。

##### ※3 送料

郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

##### ※4 掲載料

掲載内容がわかるものを収支報告書へ添付する。

##### ※5 情報通信費

掲載内容は市民からの意見の聴取やアンケートに限る。

## 5 要請・陳情活動費

会派が行う要請及び陳情活動に必要な経費

### 【具体例】

- ・国や県などの公的機関への要請・陳情
- ・要望・陳情書の作成、郵送

### 【使途基準】

費目	使用条件	備考
旅費 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費（公共交通機関）</li> <li>・レンタカー借上料</li> <li>・駐車場代</li> <li>・有料道路通行料</li> <li>・バス・タクシー借上料</li> <li>・燃料費</li> <li>・日当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通手段及び交通費（鉄道運賃、航空運賃、船賃等）については、合理性及び経済性を考慮する。</li> <li>・春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定による。</li> </ul>
印刷製本費 ※2	要請・陳情活動に係る資料及び活動報告書等の作成に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー代</li> <li>・写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等）</li> </ul>	
送料 ※3	書類の送付に要する経費	

### 【留意事項】

#### ※1 旅費

- (1) 自家用車及びレンタカーを使用する場合は、その日時、経路、目的、経費等を政務活動報告書（交通費用）に記入し、レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費が確認できる領収書等を添付する。
- (2) レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費は実費を支出するものとする。ただし、政務活動に使用されたことが立証できる分を支給対象とする。
- (3) 借上げバス・タクシーを使用する場合は、他の公共交通機関がない場合、時間的いとまがない場合、身体的な障がいがある場合等、合理的な説明ができる場合に限る。

#### ※2 印刷製本費

- (1) 写真代は記念写真を除く。
- (2) 発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。

#### ※3 送料

- (1) 郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

## 6 会議費

### 会派が開催する各種会議に必要な経費

#### 【具体例】

- ・ 市政について研究するための研修会や研究会の開催

#### 【使途基準】

費目	使用条件	備考
会場費 ※1	各種会議を開催するための会場借上に係る経費 ・ 会場借上に係る経費 ・ 会場設営に係る什器等の借上に係る経費 ・ 看板、横断幕代	
印刷製本費 ※2	各種会議の参加者へ配布する資料等の作成に要する経費 ・ コピー代 ・ 写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等）	
謝礼	各種会議のために招聘する講師謝礼	
食糧費	お茶、茶菓子	社会通念上妥当と認められる範囲内とする。
送料 ※3	書類の送付に要する経費	

#### 【留意事項】

##### ※1 会場費

- (1) 開催日時、開催場所、開催目的、開催内容、出席者、来場者数等を明確にする。

##### ※2 印刷製本費

- (1) 写真代は記念写真を除く。
- (2) 発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。

##### ※3 送料

- (1) 郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

##### ※4 その他

- (1) 当該会議に収入（参加費等）がある場合は、当該支出総額から、当該収入を差引くこととする。

## 7 資料作成費

会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

### 【具体例】

- ・ 資料作成に伴う印刷機やコピー機の使用
- ・ 外国語による文書や参考資料の翻訳

### 【使途基準】

費目	使用条件	備考
印刷製本費 ※1	会派が作成した資料に要する経費 ・ コピー代 ・ 写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等）	
翻訳料	外国の文献の翻訳や古文書の現代語翻訳等に要する経費	

### 【留意事項】

※1 印刷製本費

(1) 写真代は記念写真を除く。

## 8 資料購入費

会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

### 【具体例】

- ・新聞や月刊誌等の購読
- ・参考図書の購入

### 【使途基準】

費目	使用条件	備考
新聞等購読費 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞代</li> <li>・有料データベース利用料</li> <li>・機関紙代</li> </ul>	
消耗図書費	消耗図書の購入に要する経費	
備品図書費 ※2	備品図書の購入に要する経費	春日部市物品規則に準じ、取得金額が1万円以上のもの。
追録費	加除式図書等の追録に要する経費	

### 【留意事項】

#### ※1 新聞等購読費

- (1) 新聞等の購読部数については、必要最小限の部数とする。
- (2) 所属政党が発行する新聞や機関紙等の購読料は該当しない。
- (3) 娯楽性の高いスポーツ紙や週刊誌等の購読料は該当しない。
- (4) 年間購読料については、原則として当該年度に支払いをした当該年度分を対象とする

#### ※2 備品図書費

- (1) 備品図書には、政務活動費備品台帳に記載し、備品シールを貼付し管理する。
- (2) 備品図書を廃棄処分した場合は、廃棄した年月日を政務活動費備品台帳に記載する。

## 9 事務費

会派が行う活動に必要な備品及び消耗品の購入、情報通信等に要する経費

### 【具体例】

- ・ 備品や消耗品の購入
- ・ 備品のリース契約
- ・ インターネットによる情報収集

### 【使途基準】

費目	使用条件	備考
備品費 ※1	備品購入に要する経費 (原則リース契約)	春日部市物品規則に準じ、取得金額が2万円以上のもの。
消耗品費	消耗品の購入に要する経費	必要以上に余剰が出ないように努めること。
リース費 ※2	備品のリースに要する経費	契約書を交わし、写しを提出すること。
情報通信費 ※3	インターネット接続費	

### 【留意事項】

#### ※1 備品費

- (1) 備品には、政務活動費備品台帳に記載し、備品シールを貼付し管理する。  
 なお、政務活動費備品台帳は2部作成し、1部議会事務局に提出する。  
 また、記載した内容は、備品の耐用年数が終了しても、備品を処分するまでは記載しておく必要がある。

\* 処分したときに処分年月日を記載すること。

- (2) 備品は可能な限り購入を行わず、リースにて対応することを原則とする。  
 但し、少額なためリース契約ができない等やむを得ない場合は、購入も可能とする。

なお、パソコン及びタブレット型端末の購入又はリース費用については、下表に示す割合を上限として按分により充当する。

### 【按分割合の上限】

項目	支出割合
パソコン及びタブレット型端末の購入又はリース	2分の1

- (3) パソコン又はタブレット型端末1台の政務活動費の支出の上限額は、10万円とする。(パソコンソフト購入費、消費税を含む)
- (4) 各会派のパソコン及びタブレット型端末を合わせた備品の台数は、会派の人数以内とする。
- (5) パソコン及びタブレット型端末の修理費及び通信費(議会棟設置の無線LANを除く)は、政務活動費の対象外とする。
- (6) 購入した備品は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令を参照)の使用を前提とし、必要性・妥当性が無い場合、同一物品の購入は出来ない。
- (7) 法定耐用年数が経過し残存価値が消滅した備品や、著しい破損などにより使用に耐えられなくなった備品は、政務活動費備品台帳に廃棄年月日を記載し、適切に廃棄する。
- (8) 固定型の備品の場合、備え付ける場所は、市役所会派控え室とする。
- (9) 備品をリース契約する際の契約名は、次のとおりとする。**
- ① 個人で使用する備品  
契約名:「春日部市議会 会派名 使用する議員個人氏名」
- ② 会派で使用する備品  
契約名:「春日部市議会 会派名 会派代表者氏名」
- (10) 任期満了時又は会派解散時若しくは会派異動時等に備品の耐用年数が終了していない場合には、次の取扱いとする。
- ① 任期満了時
- ア 改選前の会派と改選後の会派が実質的に継続する場合、これまでリースした備品又は購入した備品は、改選後の会派が継承する。
- イ 改選前の議員で再選とならなかった候補者が、リース契約又は購入して個人で使用していたパソコン等(以下「パソコン等」)については、リース契約の場合、リース契約の継続等の取り扱いについて会派及び当該議員で協議する。購入した備品の場合、減価償却を行い、残存価値がある場合、当該候補者は、残存価値額を改選前の所属会派へ返金し、当該備品を引き取るものとする。この場合、会派は、残存価値額を収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上し、残金とし市へ返却するものとする。



ウ 改選前の会派を構成していた議員が改選後に複数の会派に分散した場合は、関係議員の協議により備品の管理を継承する会派を決定する。

エ 改選前の会派が改選後に継続されず、ウの継承をしない場合は、リースの途中解約等について、改選前の会派を構成する議員が責任を負う。購入した備品については、減価償却を行い、残存価値がある場合には、その額を雑収入として収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上し、改選前の会派を構成する議員の責任において残金を市に返却するものとする。

この場合、備品の取り扱いについては、当該会派を構成する議員の協議により決定する。なお、パソコン等については、会派の所管替えを行い個人が引き続き継続して使用するものとする。

## ② 任期中の会派の解散等

ア 会派が解散し、会派を構成していた議員が複数の会派に分散した場合は、関係議員の協議により備品の管理を継承する会派を決定する。

イ 会派が解散し、前項の継承をしない場合は、リースの途中解約等について、解散前の会派を構成する議員が責任を負う。また、購入した備品については、減価償却を行い、残存価値があればその額を雑収入として収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上し、解散前の会派を構成する議員の責任において清算し、残金を市へ返却するものとする。

この場合、備品の取り扱いについては、当該会派を構成する議員の協議により決定する。なお、パソコン等については、会派の所管替えを行い個人が引き続き継続して使用するものとする。

## ③ 任期中の会派間の異動等

ア 会派の所属議員が、会派を脱会した場合は、備品の所管換えは行わない。

イ パソコン等については、会派の所管替えを行い個人が引き続き継続して使用するものとする。

## ④ 辞職、失職

議員を辞職した場合若しくは失職した場合、リース契約のパソコン等の場合、①ーイに準じる。購入した備品の場合、減価償却を行い、残存価値があれば、残存価値額を所属する会派へ返金し、当該備品を引き取るものとする。この場合において、会派は、収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上し、残金とし市へ返却するものとする。

## ※2 リース費

(1) リース契約の途中解約により発生する違約金は該当しない。

※3 情報通信費

- (1) 設備（議会棟設置の無線LANを利用したインターネット接続）については、全議員が共有して利用する。
- (2) インターネット利用料の支払いは、全議員の数で除した月額使用料を支出する。

●備品シール



入力情報

- ①備品番号
- ②購入年月日
- ③購入会派

【残存価値の算出方法】

- 例) ア 平成27年12月1日にパソコンを96,000円で購入  
      (内、政務活動費支出48,000円) \*按分割合により2分の1  
      イ 耐用年数は、4年  
      ウ 任期満了(平成30年4月30日)までの在職月数は、29ヶ月

《算出方法(月割)》

- ・12ヶ月×4年=48ヶ月
- ・48,000円÷48ヶ月=1,000円(1ヶ月相当分)
- ・1,000円×29ヶ月=29,000円  
      (任期終了時までの減価償却額)
- ・48,000円-29,000円=19,000円\*返還額
- ・19,000円を雑収入として平成30年4月分の「政務活動費収支報告書」(条例別記様式(第7条関係)別紙の収入に「その他」として計上する。

## 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(一部抜粋)

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
器具及び備品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務いす及びキャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
		その他の家具	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
		冷房用又は暖房用機器	6
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)	4
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
		じゅうたんその他の床用敷物	
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3
		その他のもの	6
		その他のもの	
		主として金属製のもの	15
	その他のもの	8	
	2 事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター	
		孔版印刷又は印書業用のもの	3
		その他のもの	5
		電子計算機	
		パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く。)	4
		その他のもの	5
		複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
		その他の事務機器	5
		インターホーン及び放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器		
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6	
	その他のもの	10	
3 時計、試験機器及び測定機器	時計	10	
4 光学機器及び写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5	

## V 参考資料

### ■ 政務活動費（政務調査費）の交付に関する条例の制定経過

年 月 日	内 容
平成12年 5月31日	政務調査費の交付について条例で規定することとする地方自治法の改正（平成12年法律第89号）が公布、施行された。 ※従来は、地方自治法第232条の2の規定により「補助金」として交付していた。
平成12年10月26日	各派代表者会議にて「政務調査費」の額について協議 …特別職報酬等審議会の意見を求める方向で決定
平成12年11月 6日	各派代表者会議にて「政務調査費」の条例の提案者について協議 …議員提案で決定
平成12年11月22日	各派代表者会議にて「政務調査費」について協議 …交付対象、交付方法、使途基準について
平成12年12月22日	各派代表者会議にて「政務調査費」の額について協議 …各会派に額について意見を求める。（現行どおりか、プラスαとするのか）
平成13年 1月 9日	市長より特別職報酬等審議会に「議会の政務調査費の額について」が諮問される。
平成13年 1月16日	特別職報酬等審議会にて政務調査費の額について協議 …それまでの年額15万9千円から20万円程度に引き上げることについて意見が交わされ、審議会として「月額1万6,500円、年額19万8千円」とすることで承認される。
平成13年 1月19日	特別職報酬等審議会から市長に「議会の政務調査費の額について」が答申される。（月額1万6,500円、年額19万8千円）
平成13年 1月31日	各派代表者会議にて「政務調査費」について協議、額について最終合意する。 （特別職報酬等審議会の答申のとおり）
平成13年 2月16日	各派代表者会議にて「政務調査費の交付に関する条例案」の提案者等について協議 …提案説明者＝議会運営委員長、提案者＝春日部21、共産党を除く議会運営委員
平成13年 2月21日	平成13年3月春日部市議会定例会（開会日）において、議員提出議案により「春日部市議会政務調査費の交付に関する

	条例」が提出され、同日、賛成多数で可決される。
平成13年 4月 1日	「春日部市議会政務調査費の交付に関する条例」が施行される。
平成17年10月 1日	合併後の額が、合併調整により春日部市の額（月額1万6,500円）に統一される。 ※ただし、報酬は、在任特例期間中は、旧市町の額とされた。
平成25年 3月 1日	春日部市議会政務活動費の交付に関する条例及び春日部市議会政務活動費の交付に関する規則の改正を行い、条文中「政務調査費」を「政務活動費」に改めた。また、条例では「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の別表を規定した。
平成26年 4月 1日	議会改革検討特別委員会にて「政務活動費」の用途項目について協議 春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の改正を行い、用途項目に「研修費」「広報費」「広聴費」を新たに追加した。
平成26年 6月12日 ～ 平成26年 7月30日	議会改革検討特別委員会にて「政務活動費」の額について協議 平成27年4月より月額50,000円にすることで決定したことを各派代表者会議で報告
平成26年10月29日	市長より特別職報酬等審議会に「議会の政務活動費の額について」が諮問される。
平成26年10月29日 ～ 平成26年12月22日	特別職報酬等審議会にて政務活動費の額について協議 …審議会として「平成27年4月1日から月額50,000円に増額することが適当である」と承認される。
平成26年12月22日	特別職報酬等審議会から市長に「議会の政務活動費の額について」が答申される。（月額50,000円、年額600,000円）
平成27年 2月13日	各派代表者会議にて「政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」の提案者等について協議 …提案説明者＝議会運営委員長、提案者＝日本共産党を除く議会運営委員
平成27年 2月16日	平成27年3月春日部市議会定例会（開会日）において、議員提出議案により「春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」が提出され、全員一致で可決される。
平成27年 4月 1日	「春日部市議会政務活動費の交付に関する条例」が施行される。

■ 政務活動費（政務調査費）の額について（議員1人あたり）

○平成 3年4月～ 年額150,000円（補助金として会派に交付）

○平成 4年4月～ 年額159,000円（補助金として会派に交付）

※6.4%の報酬改訂に伴い増額改訂する。

○平成13年4月～ 年額198,000円（政務調査費として会派に交付）

（159,000円＋増額39,000円＝198,000円）

※旧春日部市＝年額198,000円（月額＝16,500円）

※旧庄和町＝年額 60,000円（月額＝ 5,000円）

○平成27年4月～ 年額600,000円（政務活動費として会派に交付）

（198,000円＋増額402,000円＝600,000円）

## VI 関係法令

### ○春日部市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年10月11日条例第211号

改正

平成19年6月18日条例第40号

平成20年9月24日条例第41号

平成25年2月18日条例第3号

平成25年12月13日条例第47号

平成27年2月16日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、春日部市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、春日部市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費の月額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に50,000円を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、毎年度の4月25日（その日が市の休日に当たるときは、その翌日）に当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（結成された日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、当該基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合であって、異動が生じた日の属する月の翌月（異動が生じた日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（解散の日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議の開催等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。  
（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。  
（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告について（別記様式）により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付して議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月末日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから30日以内に収支報告書を提出しなければならない。  
（政務活動費の返還）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額に相当する額（預金利子を含む。）の政務活動費を返還しなければならない。

（収支報告書の保存）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年10月分の政務調査費にあつては、第3条第1項の規定にかかわらず、春日部市議会の会派設置に関する規程（平成17年議会訓令第1号）第3条に定める届出書の提出期限をもって基準日とする。

附 則（平成19年6月18日条例第40号）

（施行期日）



1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条及び第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される収支報告書及びこれに係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）について適用し、施行日前に提出される収支報告書等については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月24日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月18日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の春日部市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(春日部市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

3 春日部市特別職報酬等審議会条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(所掌事項) 2条 市長は、議会からの求めがあったときは、議会の議員の政務活動費の額について審議会の意見を聴くものとする。	(所掌事項) 2条 市長は、議会からの求めがあったときは、議会の議員の政務調査費の額について審議会の意見を聴くものとする。

附 則（平成25年12月13日条例第47号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月16日条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	内容
1 調査研究費	会派が行う市政の調査研究に必要な経費
2 研修費	団体等が開催する研修会、意見交換会等への参加に必要な経費
3 広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために必要な経費
4 広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等に必要な経費
5 要請・陳情活動費	会派が行う要請及び陳情活動に必要な経費
6 会議費	会派が開催する各種会議に必要な経費
7 資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
9 事務費	会派が行う活動に必要な備品及び消耗品の購入、情報通信等に要する経費

（注） 旅費は春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）第6条の規定を準用して算出した額を基準とする。

○春日部市議会政務活動費の交付に関する規則

平成17年10月11日議会規則第5号  
改正

平成20年9月18日議会規則第1号

平成25年2月18日議会規則第2号

平成30年3月 日議会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第211号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第3条 市長は、毎年度、前条第1項前段の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は前条第1項後段の規定により変更申請のあった会派について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の10日前までに、政務活動費交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月18日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月18日議会規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの規則による改正前の春日部市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月 日議会規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○会派広報誌発行基準

平成28年3月10日議長決裁

(趣旨)

1. 春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第5条2項で定める広報費中、「広報誌(紙)」(以下、広報誌という。)の発行基準について定めるものとする。発行に当たっては、「政務活動費の手引き」を遵守することとする。

(内容)

2. 広報誌は、会派が行う活動及び市政について市民に報告するため、詳細を以下のとおりとする。
  - (1) 広報誌の内容が「政務活動」と「その他の議員活動」が混在している場合は、「政務活動の部分」と「それ以外の活動(議員活動等)」を区分し、「政務活動の部分についてのみ」面積按分して支出する。
  - (2) 議会だよりを発行していることに留意し、記事内容が重複しないように配慮する。
  - (3) 写真の掲載については、政務活動記事と関連があることとし、大きさについては「会派の集合写真」及び「議員個人の写真」のいずれかの場合も誌面の5分の1程度を限度とする。
  - (4) 文字の大きさについては、通常の題字の大きさと同程度とする。

(適用)

3. 平成28年4月1日以降に発行する会派広報誌について適用する。

## Ⅶ 様式集

### 1. 政務活動費の交付に関する条例関係

- 別記様式（第7条関係）政務活動費収支報告（経理責任者）・・・・・・・・・・ 36
- 別記様式（第7条関係）別紙 政務活動費収支報告書（会派）・・・・・・・・・・ 37

### 2. 政務活動費の交付に関する規則関係

- 様式第1号（第2条関係） 政務活動費交付申請書・・・・・・・・・・ 38
- 様式第2号（第2条関係） 政務活動費交付変更申請書・・・・・・・・・・ 39
- 様式第3号（第2条関係） 会派解散届・・・・・・・・・・ 40
- 様式第4号（第3条関係） 政務活動費交付決定通知書・・・・・・・・・・ 41
- 様式第5号（第3条関係） 政務活動費交付変更決定通知書・・・・・・・・・・ 42
- 様式第6号（第4条関係） 政務活動費交付請求書・・・・・・・・・・ 43

### 3. 政務活動費支出に関する手引書関係

- 旅費支出明細票・・・・・・・・・・ 44
- 政務活動報告書（交通費用）・・・・・・・・・・ 45
- 政務活動費備品台帳・・・・・・・・・・ 46
- 視察研修取消届・・・・・・・・・・ 47

○別記様式（第7条関係） 政務活動費収支報告（経理責任者）

別記様式（第7条関係）

年 月 日

春日部市議会議長

様

会 派 名

（経理責任者名）

印

年度政務活動費収支報告について

春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり  
年度政務活動費収支報告書を提出します。

○別記様式(第7条関係)別紙 政務活動費収支報告書(会派)

別紙

年度政務活動費収支報告書

(会派名)

1 収入  
政務活動費

円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
合計		

3 残額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



○様式第1号（第2条関係） 政務活動費交付申請書

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

春日部市長  
様  
(春日部市議会議長経由)

会派名  
代表者名

印

政務活動費交付申請書

春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名（ 月1日現在）
- 6 交付申請額（ 年度分） 円

# ○様式第2号（第2条関係） 政務活動費交付変更申請書

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

春日部市長  
様  
(春日部市議会議長経由)

会 派 名  
代表者名 印

## 政務活動費交付変更申請書

春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額（ 年度分）	円	円	

○様式第3号（第2条関係） 会派解散届

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

春日部市長  
様  
(春日部市議会議長経由)

会 派 名  
代表者名 印

会派解散届

春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派の解散年月日

○様式第4号（第3条関係） 政務活動費交付決定通知書

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

（会派代表者氏名） 様

春日部市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額） 円

## ○様式第 5 号 (第 3 条関係) 政務活動費交付変更決定通知書

様式第 5 号 (第 3 条関係)

年 月 日

(会派代表者氏名) 様

春日部市長 印

## 政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日変更申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり変更決定したので、春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第 3 条第 2 項の規定により通知します。

## 記

## 年度政務活動費交付決定額 (年額) の変更

	変更後	変更前	追加交付額・返還額
交 付 決 定 額	円	円	円

## ○様式第6号（第4条関係） 政務活動費交付請求書

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

春日部市長  
様  
(春日部市議会議長経由)

会 派 名  
代表者名 印

## 政務活動費交付請求書

春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

## 記

1 金 円  
ただし、年 月分～ 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 名



○ 政務活動報告書（交通費用）

政務活動報告書（交通費用）

政務活動報告書（交通費用）

氏名				
住所		所属団体		
行	日	使用時間	時	
使用目的		使用金額	円	
取付印紙				
備考				
公共交通機関を利用する場合は、その利用状況（乗車回数、乗車区間、乗車時間等）を記載し、かつ、公共交通機関を利用しない場合は、その理由を記載する。				
政務活動費用	電車	円	バス	円
	タクシー	円	自転車	円
	その他	円		
領収書添付欄				





○視察研修取消届

聯合品質管理課

視察研修取消届

会 社 名	株式会社 〇〇〇〇					
利用者氏名	〇〇 〇〇 〇〇	会 社 代 表 者	〇〇 〇〇 〇〇			
取 消 日	平成 〇 年 〇 月 〇 日					
取 消 理 由	<input type="checkbox"/> 急な公務のため ( ) <input type="checkbox"/> 病気休暇のため ( ) <input type="checkbox"/> 親族の不幸のため ( 関係 ) ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
料 外 費	電車乗車券	正	比戻額	正	正額 (千円単位)	正
	航空券	正	比戻額	正	正額 (千円単位)	正
	その他 ( )	正	比戻額	正	正額 (千円単位)	正
	研修参加費	正	比戻額	正	正額 (千円単位)	正
	資料代	正	比戻額	正	正額 (千円単位)	正
	宿泊費	正	比戻額	正	正額 (千円単位)	正
	日 当	正	比戻額	正	正額 (千円単位)	正
	〇〇〇〇〇〇料合計 (千円単位)					正
戻入額 (千円単位)				正		